

置権に限る。)の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの(共益債権であるものを除く。)のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権(社債を除く。)のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時(その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時)までに生ずるものに限る。
この法律において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。ただし、次章第二節において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、次章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。
この法律において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、次章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。
この法律において「更生会社財産」とは、更生会社に属する一切の財産をいう。
この法律において「租税等の請求権」とは、国税徵収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)又は国税徵収の例によつて徵収することのできる請求権であつて、共益債権に該当しないものをいう。
(外国人の地位)
第三条 外国人又は外国法人は、更生手続に関し日本法人又は日本法人と同一の地位を有する。
(更生事件の管轄)
第四条 この法律の規定による更生手続開始の申立ては、株式会社が日本国内に営業所を有するところに限り、することができる。
第五条 更生事件は、株式会社の主たる営業所の所在地(外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地)を管轄する地方裁判所が管轄する。
第六条 前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
第七条 第一項の規定にかかると認めるときは、職権で、更生株式会社の総株主の議決権(株主総会において

決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。(以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」という。)についての更生手続開始の申立ては、子株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」という。)についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
親株式会社について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
この項及び次項において「親株式会社」といいう。)の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
親株式会社又は親株式会社及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親株式会社の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

第五条 第一項の規定にかかわらず、株式会社が事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の株式会社に係る連結計算書類(同条第一項に規定する連結計算書類をいう。)を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該他の株式会社を当該親株式会社に係属しているときにおける当該株式会社についての更生手続開始の申立ては、当該他の株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
第六条 第一項の規定にかかると認めるときは、開始前会社又は更生会社の事業を所管する行政庁及び租税等の請求権(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第十一條第一項に規定する共助対象外国租税(以下「共助対象外国租税」という。)の請求権を除く。)につき徵收の権限を有する者に対して、当該開始前会社又は当該更生会社の更生手続について意見の陳述を求めることができる。
前項に規定する行政庁又は徵收の権限を有する者は、裁判所に対して、同項に規定する開始前会社又は更生会社の更生手続について意見を述べることができる。
第九条 更生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。
(不服申立て)

第十一条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。
この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。
この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。
この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があつたものとみなす。
第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生株式会社の本店の所在地を管轄する地

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定められた方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを作成した者の最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

（事件に関する事項の証明）

第十一條の三 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所に提出し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することを請求することができる。

（閲覧等の特則）

第十一條の四 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、許可又は裁判のいずれかがあるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。ただし、当該者が更生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 開始前会社以外の利害関係人 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令、第三

二 開始前会社 更生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは開始前会社を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分 許可若しくは裁判

（支障部分の閲覧等の制限）

第十二条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは贈写、その正本、謄本若

しくは抄本の交付又はその複製（以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。）を行ふことにより、更生会社（開始前会社及び開始前会社又は更生会社であつた株式会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又はある部分（以下この項から第三項までにおいて「支障部分」という。）があることにつき聰明がアドバイスした場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社（管財人又は保全管理人が選任されている場合において同じ。）に限りることができる。

（管財人又は保全管理人が選任されている場合において同じ。）に限りることができる。（管財人又は保全管理人。次項において同じ。）に限りることができる。（管財人又は保全管理人が選任されている場合において同じ。）に限りができる。（管財人又は保全管理人。次項において同じ。）に限りができる。（管財人又は保全管理人が選任された者と、「当該委任」とあるのは「弁護士に限る。」又は管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員若しくは調査委員として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。）（最高裁判所規則）

（管財人又は保全管理人が選任されしている場合において同じ。）に限りができる。

一 第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の許可を得るために裁判所に提出された文書等についての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

二 第八十四条第二項の規定による報告又は第二百五十五条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等

第三項において準用する場合を含む。）の許可を得るために裁判所に提出された文書等

（前項の申立てがあつたときは、その申立てに

ついての裁判が確定するまで、利害関係人（同

項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

二 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害

関係人は、更生裁判所に對し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

三 第一項の規定による決定を取り消す決定は、

第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（管財人又は保全管理人が選任されしている場合において同じ。）に限りができる。

（管財人又は保全管理人が選任された者と、「当該委任」とあるのは「弁護士に限る。」又は管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員若しくは調査委員として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。）（最高裁判所規則）

（管財人又は保全管理人が選任されしている場合において同じ。）に限りができる。

第十五條及び第十六條 削除

第二章 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第一節 更生手続開始の申立て

第十七条 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

（更生手続開始の申立て）

株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の申立てをすることができる。

（破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合）

それがある場合

二 卸売期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

二 株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

（解散後株式会社による更生手続開始の申立て）

一 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

（破産手続開始等の申立て義務と更生手続開始の申立て）

前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この場合において、第一項中「贋写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替えるものとする。

（民事訴訟法の準用）

第十三条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事

訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第4編までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十一第一項第一号中

「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟

代理人となつたものを除く。」とあるのは「弁護士に限る。」又は管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員若しくは調査委員として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。）（最高裁判所規則）

（この法律に定めるもののほか、更生手続に關する必要な事項は、最高裁判所規則で定め

る。）（最高裁判所規則）

るには、会社法第三百九条第二項に定める決議によらなければならない。

（疎明）

更生手続開始の申立てをするときは、最高裁判所規則第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

（疎明）

い。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

第二款 開始前会社の業務及び財産に関する保全処分

(開始前会社の業務及び財産に関する保全処分)

- 第二十八条** 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関する保全処分を命ぜ、開始前会社の財産の処分禁止の仮処分その他必要な保全処分を命ぜることができる。
- 第二十九条** 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。
- 第三十条** 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 第三十一条** 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 第三十二条** 第一項の規定による保全処分が更生手続開始の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関する保全処分を命ぜなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
- 第三十三条** 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するためには、利害関係人は数人の保全管理人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人代理に選任することができる。
- 第三十四条** 第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで、第八十一条第一項から第四項まで及び第八十二条第一項から第三項までの規定は保全管理人について、第八十一条第一項から第四項までの規定は保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条中「第四十三条第一項の規定による公告」とあるのは「第三十三条第一項の規定による公告」と、第八十二条第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は管財人」と、同条第三項中「後任の管財人」と読み替えるものとする。
- 第三十五条** 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員に業務及び財産を開示し、保全管理人による管理を命ずる处分をすることができる。
- 第三十六条** 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人に選任することができない。
- 第三十七条** 第二項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 第三十八条** 第二項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 第三十九条** 開始前会社の財産につき商法又は会社法の規定による留置権がある場合において、当該財産が開始前会社の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、開始前会社(保全管理人)が選任されている場合には、保全管理人は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。
- 第四十条** 前項の請求をするには、同項の財産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に弁済しなければならない。
- 第四十一条** 第一項の請求及び前項の弁済をするには、裁判所の許可を得なければならない。

4 前項の規定による許可があつた場合における第二項の弁済の額が第一項の財産の価額を満たすときは、当該弁済の時又は同項の請求の時のいずれか遅い時に、同項の留置権は消滅する。

5 前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項の弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟の受訴裁判所が相当と認めることは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。

6 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

7 第七十二条第二項及び第三項の規定は、保全管理人について準用する。

第三款 保全管理命令

(保全管理命令)

第三十三条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

3 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

4 前項に規定する監督委員の同意を得ないでして、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

5 前項に規定する監督委員の同意を得ないでして、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

9 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

10 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

11 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

12 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

13 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

14 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

15 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

16 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

17 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

18 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

19 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

20 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

21 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

22 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

23 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第六十五条の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただして、取締役、執行役又は清算人が自己又は第三者のために開始前会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合について準用する。

5 第六十六条第一項本文の規定は、保全管理人が選任されている期間中に取締役、執行役又は清算人の申立てにより又は第三者的ために開始前会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合について準用する。

6 第六十七条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

7 第六十八条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

8 第六十九条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

9 第七十条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

10 第七十二条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

11 第七十三条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

12 第七十四条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

13 第七十五条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

14 第七十六条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

15 第七十七条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

16 第七十八条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

17 第七十九条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

18 第八十一条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

19 第八十二条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

20 第八十三条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

21 第八十四条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

22 第八十五条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

23 第八十六条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

24 第八十七条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

25 第八十八条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

26 第八十九条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

27 第九十一条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

28 第九十二条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

29 第九十三条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

30 第九十四条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

31 第九十五条第一項本文の規定は、保全管理人が選任され、その権利は、保全管理人に専属する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

文を公告し、かつ、前条第三項各号（第四号を除く。）に掲げる者（同条第四項の規定により通知を受けなかった者を除く。）にその主文を通知しなければならない。ただし、第四十二条第二項の決定があつたときは、知っている更生債権者等に対しても、当該通知をすることを要しない。

第二節 更生手続開始の決定に伴う効果（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

更生手続開始後その終了までの間に、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行なえば、更生会社について次に掲げる行為を行うことができない。

一 株式の消却、更生会社の発行する売渡株式等（会社法第百七十九条の二第一項第五号に規定する売渡株式等をいう。以下同じ。）に係る売渡株式等の譲渡をする場合は、この限りでない。

二 募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集

三 資本金又は準備金（資本準備金及び利益準備金をいう。以下同じ。）の額の減少

四 剰余金の配当その他の会社法第四百六十一條第一項各号に掲げる行為

五 解散又は株式会社の継続

六 募集社債（会社法第六百七十六条规定する募集社債をいう。以下同じ。）を引き受け

七 持分会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付

八 更生手続開始後その終了までの間に、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社の定款の変更をすることができない。

（事業等の譲渡）

第四十六条 更生手続開始後その終了までの間に、おいては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社に係る会社法第四百六十七条规定する者の募集

一 項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この条において「事業等の譲渡」という。）をすることができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社に係る事業等の譲渡をする場合は、この限りでない。

二 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社に係る事業等の譲渡をすることができる。この場合においては、裁判所は、当該事業等の譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

三 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聽かなければならない。

一 知れている更生債権者（更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもつて約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後更生債権を有する者を除く。）

二 知れている更生担保権者。ただし、第百七十七条第六項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聽けば足りる。

三 労働組合等（更生会社の使用者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生会社の使用者の過半数で組織する労働組合がないときは更生会社の使用者の過半数を代表する者をいう。）

四 管財人は、第二項の規定により更生会社に係る事業等の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は株主に通知しなければならない。

一 当該事業等の譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該事業等の譲渡の対象となる事業（会社法第四百六十七条第一項第一号の二に掲げる行為を含む。）の内容

二 当該事業等の譲渡に反対の意思を有する株主は、当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内にその旨を書面をもつて管財人に通知すべき旨

三 一株主が前号の書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。第七項第二号及

び第一百九条第三項において同じ。）をもつて前号の反対の意思を管財人に通知することができる。ただし、次項から第八項までの規定による許可をする場合においては、更生会社と同項の中小企業者との取引の状況、更生会社の資産状態、利害関係人の利害その他の事情を考慮しなければならない。

四 裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、管財人は、更生債権者等から第二項の申立てを立てて、その申立てをしないこととしたときを裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

五 前項の規定による株主に対する通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したもののみなす。

六 第四項の規定による公報又は通知があつた場合には、第二項の許可をすることができない。

七 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一 第四項の規定による公報又は通知があつた日から一月を経過した後に第二項の許可の申立てがあつたとき。

二 第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を有する株主が、書面（同項の規定により同項第三号に掲げる事項の公報又は通知があつた場合にあっては、書面又は電磁的方法をもつて管財人に第二項の規定による事業等の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。）による事業等の譲渡に係る契約の相手方が更生会社の特別支配会社（会社法第四百六十八条第一項に規定する特別支配会社をいう。）である場合又は第二項の許可の時において更生会社がその財産をもつて債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

三 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に对抗することができない。

四 第二項の許可を得て更生会社に係る事業等の譲渡をする場合には、会社法第二編第七章の規定は、適用しない。

五 少額の更生債権等を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができないときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることは許可することができる。

六 第二項から前項までの規定は、約定劣後更生債権である更生債権については、適用しない。第一項の規定は、次に掲げる事由により、更生債権等である租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）が消滅する場合には、

七 裁判所は、前項の規定による許可を得た後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、更生計画の定めるところによらなければ、更生手続開始後その終了までの間に、更生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させること（免除を除く。）をすることができない。

八 更生会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権等の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を来すことは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより又は職権で、

うになつたときは、更生債権者等は、当該債権届出期間内に限り、更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

2 更生債権者等が更生手続開始時更生会社に対し負担する債務が賃料債務である場合には、更生債権者等は、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、更生手続開始の時ににおける賃料の六ヶ月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

3 前項に規定する場合において、更生債権者等が、更生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、更生債権者等が有する敷金の返還請求権は、更生手続開始の時ににおける賃料の六ヶ月分に相当する額（同項の規定により相殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額）の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

4 前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。（相殺の禁止）

第四十九条 更生債権者等は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二 支払不能（更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。）になった後に契約によって負担する債務を専ら更生債権等をもつてする相殺に供する目的で更生会社の財産の処分を内容とする契約を更生会社との間で締結し、又は更生会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより更生会社に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知つたとき。

三 支払の停止があつた後に更生会社に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。

四 更生手続開始の申立て等があつた後に更生債権等を取得した場合であつて、その取得の当時、支払不能であったことを知つていたとき。

五 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、前項の一年の期間を伸長することができる。ただし、裁判所は、あらかじめ、徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

6 徴収の権限を有する者は、前項の同意をすることができる。

7 裁判所は、更生に支障を來さないと認めるときは、管財人若しくは租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）につき徴収の権限を有する者の申立てにより又は職権で、次に掲げる手続又は処分の続行を命ずることができるものとする。

8 第一項の規定により中止した第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続又は同項第六号に規定する国税滞納処分は、當裁判所は、更生手続開始の申立て等があつた時より一

いて支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 **更生会社に対して債務を負担する者と更生会社との間の契約（他の手続の中止等）**

5 第五十条 第一項の規定により中止したときは、更生手続開始の申立て等があつたときに、更生手続開始の申立て等が、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等、企業担保権の実行若しくは同項第六号に規定する外國租税滞納処分又は更生債権に基づく財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続、再生手続、更生会社の財産に対して既にされている同項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続及び同項第六号に規定する外國租税滞納処分並びに更生債権等に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。

6 第二項の規定により中止した場合は、

7 裁判所は、更生手続開始の申立てによる担保権の目的である財産で、更生会社の事業のための必要でないことが明らかなるものが、更生のため必要でないことが明らかなるものがあるときは、管財人の申立てにより又は職権で、当該財産について第一項の規定による担保権の実行の禁止を解除する旨の決定をすることができる。

8 管財人は、更生担保権から前項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

9 更生手続開始の決定があつたときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。

10 第二項の規定により中止した破産手続における財团債権（破産法第百四十八条第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかつた場合における同法第五十五条第二項及び第一百四十八条第四項に規定する請求権ができない、更生会社の財産に対して既にされている同項に規定する国税滞納処分は中止する）。

11 第二項の規定により中止した第一項の規定により中止した第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続又は同項第六号に規定する外國租税滞納処分は、當裁判所は、更生手続開始の申立て等があつた時より一

一 法定の原因

2 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

3 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

4 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

5 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

6 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

7 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

8 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

9 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

10 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

11 一 支払不能であること又は支払の停止若しくは更生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

した場合にあつては、弁済が完了した時（続行された強制執行等における配当等に充てるべき金銭の取扱い）

第五十一条 前条第五項の規定により続行された手続又は処分及び同条第七項の解除の決定により申立てが可能となつた担保権の実行手続においては、「配当等」という。）を実施することができない。ただし、前条第五項第二号の規定により続行された処分における租税等の請求権に対する配当等には、この限りでない。

前項本文に規定する手続（更生債権等を被担保権とする留置権であつて、商法又は会社法の規定以外の規定によるものによる競売の手続を除く。次項において同じ。）又は処分においては、配当等に充てるべき金銭が生じたときは（その時点において更生計画認可の決定がない場合は、当該決定があつたとき）は、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合又は更生手続終了後は、更生会社）に対して、当該金銭に相当する額（前項ただし書の規定により配当等が実施されたときは、当該配当等の額を控除した額）の金銭を交付しなければならない。

更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、第一項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する手続又は処分においては、その手続又は処分の性質に反しない限り、配当等に充てるべき金銭（同項ただし書の規定により配当等を実施しなければならない。（更生会社の財産関係の訴えの取扱い））

第五十二条 更生手続開始の決定があつたときは、更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち更生債権等に關しないものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

前項の場合においては、相手方の更生会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。更生手続が終了したときは、管財人を当事者とする。更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

より中断した訴訟手続（第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合における手続が終了したときは、前項前段に規定する者は、当該訴訟手続を除く。）を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、更生手続における受継があるまでに更生手続が終了したときは、更生会社であった株式会社は、前項の規定に依る訴訟手続を受継する。

第五十二条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

前項の場合は、相手方の更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員（民事再生法第一百二十八条第二項に規定する否認権限を有する監督委員をいう。第五項において同じ。）に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があつた後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は中断する。

前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

前項の場合は、相手方の更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員（民事再生法第一百二十三条号）第一百五十五条第一号の規定による仮登記は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないで登記された登記又は不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百五十五条第一号の規定による仮登記は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないで登記された登記又は仮登記については、この限りでない。

前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登記若しくは仮登記又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

第五十六条 不動産又は船舶に関する更生手続開始前に生じた登記原因に基づき更生手続開始後に相手方が更生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

前項の場合には、他の共有人は、相当の償金を支払つて更生会社の持分を取得することができる。（登記及び登録の効力）

第五十七条 更生手続開始後に、その事実を知らぬで更生会社にした弁済は、更生手続の関係においても、その効力を主張することができる。（更生会社に対する弁済の効力）

前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。（為替手形の引受け又は支払等）

更生手続開始後に、その事実を知つて更生会社にした弁済は、更生会社財産が受けた利益の限度においてのみ、更生手続の関係において、その効力を主張することができる。

前項の場合においては、相手方の更生会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。（行政庁に係属する事件の取扱い）

第五十三条 第五十二条の規定は、更生会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用する。

（更生会社のした法律行為の効力）

第五十四条 更生会社が更生手続開始後に更生手続に關してした法律行為は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

株式会社が当該株式会社についての更生手続開始後、更生手続の関係においては、その効力を主張する。

前項の規定の適用については、第四十三条第一項の規定による公告の前ににおいては、その事実を知らなかつたものと推定し、当該公告の後においてはその事実を知つていたものと推定する。

第五十五条 更生債権者等は、更生手続開始後、更生手続の関係においては、その効力を主張する。

前項の規定は、更生手続開始の決定があつた日における前項の権利の取得について準用する。

前項の規定は、更生手続開始後、更生手続の関係においては、その効力を主張する。

前項の場合は、他の共有人は、相当の償金を支払つて更生会社の持分を取得することができる。（共有関係）

第六十条 更生会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続が開始されたときは、管財人は、共有者の間で分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができる。

前項の場合には、他の共有人は、相当の償金を支払つて更生会社の持分を取得することができる。

前項の場合は、相手方は、管財人に對し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合においては、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

第一項の規定により更生会社の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

破産法第五十四条の規定は、第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは、「更生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは、「更生会社」と、「破産財団」とあるのは、「更生会社財産」と、「財団債権者」とあるのは、「共益債権者」と読み替えるものとする。

（継続的給付を目的とする双務契約）

第六十二条 更生会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申

立て前の給付に係る更生債権等について弁済がないことを理由としては、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権（双務契約についての破産法の準用）

第六十三条 破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「更生会社」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権」と読み替えるものとする。

（取戻権）

第六十四条 更生手続の開始は、更生会社に属しない財産を更生会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2 破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続開始の決定」と、同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「株式会社」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と読み替えるものとする。（取締役等の競業の制限）

第六十五条 更生会社の取締役、執行役又は清算人は、更生手続開始後の終了までの間においては、更生手続開始後その終了までの間においては、その他の重要な事実を管財人に報告しなければならない。

2 前項本文の取引をした取締役、執行役又は清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を管財人に報告しなければならない。

3 更生会社の取締役、執行役又は清算人が第一項本文の規定に違反して同項本文の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役、清算人又は第三者が得た利益の額は、更生会社に生じた損害の額と推定する。

（取締役等の報酬等）

第六十六条 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人は、更生会社に対しても、更生手続開始後の終了までの間の報酬等（会社法第三百六十一條第一項に規定する報酬等をいう）。次項において同じ。）を請求することができない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人が受ける個人別の報酬等の内容は、会社法第三百六十一條第一項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項の規定にかかるらず、管財人が、裁判所の許可を得て定める。

（管財人の権限）

第七十二条 更生手続開始の決定があつた場合は、更生会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。第四項において同じ。）の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。が選任した管財人に専属する。

2 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、管財人が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

（当事者適格等）

第七十四条 更生会社の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とする。

2 前項の規定は、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中に新たに提起された更生会社の財産関係の訴えについては、適用しない。

3 第五十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合における前項の訴えについて準用する。（郵便物等の管理）

第七十五条 裁判所は、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、更生会社にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号、第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）を管財人に配達すべき旨を嘱託することができない。

2 裁判所は、管財人が更生会社の業務及び財産の管理を行つてないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。（数人の管財人の職務執行）

第六十九条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（管財人代理）

第七十条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、管財人代理に選任することができない。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（法律顧問）

第七十一条 管財人は、更生計画に前項前段の規定による定めがない場合において必要があると認めるとときは、管財人の申立てにより又は職権で、同項の管財人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、管財人代理に選任するには、裁判所の許可を得なければならない。

（法律顧問）

第七十二条 管財人は、更生手続において生ずる法律問題（法律事件に関するものを除く。）について自己を助言する者（以下「法律顧問」という。）を選任するには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定による決定があつたときは、その旨を公告し、かつ、その電子裁判書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。（更生会社の業務及び財産の管理）

第七十三条 管財人は、就職の後直ちに更生会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

（当事者適格等）

第七十四条 更生会社の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とする。

2 前項の規定は、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中に新たに提起された更生会社の財産関係の訴えについては、適用しない。

3 第五十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合における前項の訴えについて準用する。（郵便物等の管理）

第七十五条 裁判所は、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、更生会社にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号、第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）を管財人に配達すべき旨を嘱託することができない。

2 前項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対する適用しないこととすることができる。この場合においては、管財人は、更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を監督する。

3 前項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に对抗することができない。

4 前項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対する適用しないこととすることができる。この場合においては、管財人は、更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を監督する。

5 前項の規定による決定を取扱うことは、その旨を公告し、かつ、その電子裁判書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。

6 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。

7 前二項の規定による決定があつたときは、その旨を公告し、かつ、その電子裁判書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。

8 共益債権又は第六十四条第一項に規定する権利の承認

2	裁判所は、更生会社の申立てにより又は職権で、管財人の意見を聴いて、前項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。
3	更生手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときも、同様とする。
4	第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に対しては、更生会社又は管財人は、即時抗告をすることができる。
5	第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

2	更生会社は、管財人に対し、管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で更生会社財産に関するものの交付を求めることができる。
3	更生会社及び子会社に対する調査

2	管財人は、更生会社にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。
3	（管財人の注意義務）

2	管財人は、善良な管理者の注意をもつて、その職務を行わなければならない。
3	（管財人の注意義務）

2	管財人が前項の注意を怠ったときは、その管財人は、利害関係人に対し、連帶して損害賠償する義務を負う。
3	（管財人の情報提供努力義務）

2	管財人は、更生債権等である給料の請求権又は退職手当の請求権を有する者に対する更生手續に参加するのに必要な情報を提供するよう努めなければならない。
3	（管財人の報酬等）

2	管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。
3	（管財人の報酬等）

2	管財人は、その選任後、更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された会社に対する債権又は更生会社若しくは当該会社の株式若しくは持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。
3	（管財人の報酬等）

2	第一項の規定による決定に対する即時抗告をができる。
3	（任務終了の場合の報告義務等）

2	前項の規定は、管財人代理及び法律顧問について準用する。
3	（任務終了の場合の報告義務等）

2	前項の場合は、管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかる管財人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。
3	（財産状況報告集会への報告）

2	前項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。
3	（財産状況報告集会への報告）

2	前項の関係人集会においては、管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。
3	（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

2	前六月以内にした無償行為及びこれと同規すべき償行為は、更生手続開始後、更生会社財産のためを否認することができる。
3	（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他（当該処分による財産の種類の変更により、更生会社において隠匿、無償の供与その他の更生債権者等を害することとなる処分（以下「隠匿等の処分」という。）をするおそれを作り生じさせるものであること。

二 更生会社が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

3 相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

前項の規定の適用については、当該行為の相

手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、

その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同

項第二号の隠匿等の処分をする意思を有してい

たことを知っていたものと推定する。

一 更生会社の取締役、会計参与（会計参与が

法人であるときは、その職務を行うべき社員

を含む）、監査役、執行役、会計監査人（会

計監査人が法人であるときは、その職務を行

うべき社員を含む）。又は清算人

二 更生会社の総株主の議決権の過半数を有す

る者

三 更生会社の総株主の議

決権の過半数を有する法人をいう。）及び子

式会社（法人が株式会社の総株主の議決権の

過半数を有する場合における当該親法人

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）

（第八十六条の三 次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生会

社財産のために否認することができる。

一 更生会社が支払不能になつた後又は更生手

続開始、破産手続開始、再生手続開始若しく

は特別清算開始の申立て（以下この節におい

て「更生手続開始の申立て等」という。）があ

つた後にしてた行為。ただし、債権者が、そ

の行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事實を知っていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になつた後にされたものである場合 支払不能であったこと又是支払の停止があつたこと。又はその時期が開始の申立て等があつたこと。

ロ 当該行為が更生手続開始の申立て等があつた後にされたものである場合 更生手続開始の申立て等があつたこと。

二 更生会社の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

二 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号

イに掲げる場合には、支払不能であったこと及び支払の停止があつたこと）を知つていしたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいず

れかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

三 第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

（手形債務支払の場合等の例外）

二 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人は、これらの者に更生会社が支払った金額を償還させることができ。

三 前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）又

は第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始の申立て等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対しても行使することができる。

（権利変動の対抗要件の否認）

二 前項第一号の規定にかかるわらず、同号に掲げ

る場合において、当該行為の当時、更生会社が対価として取得した財産について隠匿等の処分

をする意思を有し、かつ、相手方が更生会社が

めた必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。

二 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（執行行為の否認）

二 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号

イに掲げる場合には、支払不能であったこと及び支払の停止があつたこと）を知つていしたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいず

れかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

三 第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

（否認権行使の効果）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産原状に復せる。

三 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行

為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす

る意思を有していたことを知ついたものと推定する。

二 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

三 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

（管財人の権利）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産原状に復せる。

三 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行

為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす

る意思を有していたことを知ついたものと推定する。

二 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

三 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

（相手方の債権の回復）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産原状に復せる。

三 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行

為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす

る意思を有していたことを知ついたものと推定する。

二 更生会社の受けた反対給付が更生会社財産

中で現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利

（転得者に対する否認権）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社財産

中に現存しない場合 共益債権者として反対

給付の価額の償還を請求する権利

（相手方の債権）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産

中に現存する場合において、否認の原

因があるときは、否認権は、当該各号に規定す

る転得者に対しても行使することができる。

二 転得者に対する権利

（転得者に対する権利）

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の財産

中に現存する場合において、当該行為の当時、更生会社が

対価として取得した財産について隠匿等の処分

をする意思を有し、かつ、相手方が更生会社が

めた必要な行為には、適用しない。

（権利変動の対抗要件の否認）

二 前項第一号の規定にかかるわらず、同号に掲げ

る場合において、当該行為の当時、更生会社が

対価として取得した財産について隠匿等の処分

をする意思を有する場合においては、当該転得者の前に転

得した全ての転得者に対しても否認の原因があ

るとき有限る。

一 転得者が転得の当時、更生会社がした行為
が更生債権者等を害することを知っていたと
き。

二 転得者が第八十六条の二第二項各号に掲
げる者のいづれかであるとき。ただし、転得の
当時、更生会社がした行為が更生債権者等を
害することを知らなかつたときは、この限り
でない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有
償行為によつて転得した者であるとき。

2 第九十条第二項の規定は、前項第三号の規
定により否認権の行使があつた場合について準
用する。

(更生会社の受けた反対給付に関する転得者の
権利等)

第九十三条の二 更生会社がした第八十六条第一
項若しくは第三項又は第八十六条の二第二項に
規定する行為が転得者に対する否認権の行使に
よつて否認されたときは、転得者は、第九十一
条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定める権利を行つて否認される
。ただし、同項第一号に掲げる場合において、
更生会社の受けた反対給付の価額が、第四
項に規定する転得者がした反対給付又は消滅し
た転得者の債権の価額を超えるときは、転得者
は、共益債権者として更生会社の受けた反対給
付の価額の償還を請求する権利を行使するこ
ができる。

2 前項の規定にかかるらず、第九十一条の第二
項第二号に掲げる場合において、当該行為の
当時、更生会社が対価として取得した財産につ
いて隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、當
該行為の相手方が更生会社がその意思を有して
いたことを知つていたときは、転得者は、同条
第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定について、当該行為の相
手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者の
いづれかであるときは、その相手方は、当該行
為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす
る意思を有していたことを知つていたものと推
定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使
は、転得者がその前者から財産を取得するため
にした反対給付又はその前者から財産を取得す
ることによつて消滅した債権の価額を限度とす
る。

5 管財人は、第一項に規定する行為を転得者に
に対する否認権の行使によつて否認しようとする
ときは、第九十一条第一項の規定により更生会
社財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者
に対し、当該財産の価額から前各項の規定によ
り共益債権となる額(第九十一条の二第一項第
一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当する
ときを除く。)にあつては、更生会社の受けた
反対給付の価額)を控除した額の償還を請求す
ることができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)
第九十三条の三 更生会社がした第八十六条の三
第一項に規定する行為が転得者に対する否認権
の行使によつて否認された場合において、転得
者がその受けた給付を返還し、又はその価額を
償還したときは、転得者は、当該行為がその相
手方に対する否認権の行使によつて否認された
とすれば第九十二条の規定により原状に復すべ
き相手方の債権行使することができる。この
場合には、前条第四項の規定を準用する。
(保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い)

第九十四条 第三十九条の二第二項(第四十四条
第二項において準用する場合を含む。)の規定
による保全処分が命じられた場合において、更
生手続開始の決定があつたときは、管財人は、
当該保全処分に係る手続を続行することができ
る。

2 管財人が更生手続開始の決定後一月以内に前
項の規定により同項の保全処分に係る手続を続
行しないときは、当該保全処分は、その効力を失
う。

3 管財人は、第一項の規定により同項の保全
処分に係る手続を続行しようとする場合におい
て、第三十九条の二第二項(第四十四条第二項
において準用する場合を含む。)に規定する担
保の全部又は一部が更生会社財産に属する財産
でないときは、その担保の全部又は一部を更生
会社財産に属する財産による担保に変換しなけ
ればならない。

4 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十
八条並びに第二章第四節(第三十七条规定第五項か
ら第七項までを除く。)及び第五節の規定は、
第一項の規定により管財人が続行する手続に係
る保全処分について準用する。

(否認権の行使)

第九十五条 否認権は、訴え、否認の請求又は抗
弁によつて、管財人が行う。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、更生裁判
所が管轄する。

(否認の請求及びこれについての決定)
第九十六条 否認の請求をするときは、その原因
となる事実を疎明しなければならない。

2 否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁
判は、理由を付した決定でしなければならな
い。

3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手
方又は転得者を審尋しなければならない。
4 否認の請求を認容する決定があつた場合に
は、その電子裁判書を当事者に送達しなければ
ならない。この場合においては、第十条第三項
本文の規定は、適用しない。

5 否認の請求の手続は、更生手続が終了したと
きは、終了する。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴
え)

第九十七条 否認の請求を認容する決定に不服が
ある者は、その送達を受けた日から一月の不変
期間内に、異議の訴えを提起することができ
る。

2 前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えについての判決においては、訴
えを不適法として却下する場合を除き、否認の
請求を認容する決定を認可し、変更し、又は取
り消す。

4 否認の請求を認容する決定の全部又は一部を
認可する判決が確定したときは、当該決定(当
該判決において認可された部分に限る。)は、
確定判決と同一の効力を有する。第一項の訴え
が、同項に規定する期間内に提起されなかつた
とき、取り下げられたとき、又は却下されたと
きにおける否認の請求を認容する決定について
も、同様とする。

5 第一項の決定を認可し、又は変更する判決に
ついては、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五
十九条第一項の定めるところにより、仮執行の
宣言をすることができる。

6 第一項の訴えに係る訴訟手続は、第二百三十
四条第二号又は第五号に掲げる事由が生じたと
きは、第五十二条第四項の規定にかかわらず、
終了するものとする。

(否認権行使の期間)

第九十八条 否認権は、更生手続開始の日(更生
手続開始の日より前に破産手続又は再生手続が
開始されている場合にあつては、破産手続開始

又は再生手続開始の日)から二年を経過したと
きは、行使することができない。否認しようと
する行為の日から十年を経過したときも、同様
とする。

(役員等の財産に対する保全処分)
第九十九条 裁判所は、更生手続開始の決定があ
つた場合において、必要があると認めるとき
は、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲
げる保全処分をすることができる。

一 発起人、設立時取締役、設立時監査役、取
締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査
人又は清算人(以下この節において「役員
等」という。)の責任に基づく損害賠償請求
権を保全するための当該役員等の財産に対す
る保全処分

二 役員等(設立時監査役、会計参与、監査
役、会計監査人及び清算人を除く。)に対す
る会社法第五十二条第一項、第五十二条の二
第一項若しくは第二項、第一百三条第二項、第
二百十三条规定第一項、第二百十三条规定第三
項、第二百八十六条规定第一項又は第二百八十六
条规定第三項の規定による支払請求権を保全
するための当該役員等の財産に対する保全
処分

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更
し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定
による決定に対しても、即時抗告をすることが
できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その電子裁判
書を当事者に送達しなければならない。この場
合においては、第十条第三項本文の規定は、適
用しない。

(役員等の責任の査定)

第一百条 裁判所は、更生手続開始の決定があ
つた場合において、前条第一項各号に規定する請求
権が存在し、かつ、必要があると認めるとき
は、管財人の申立てにより又は職権で、決定
で、当該請求権の額その他の内容を査定する裁
判(以下この節において「役員等責任査定決
定」という。)をすることができる。

2 前項の申立てをするときは、その原因となる
事実を疎明しなければならない。

		3 裁判所は、職権で役員等責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。	
4 第一百一一条	役員等責任査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならない。	4 第一項の申立て又は前項の決定があつたときは、時効の完成猶予及び更新に關しては、裁判上の請求があつたものとみなす。(「 <u>（役員等責任査定決定等）</u> 」は、更生手続が終了したときは、終了する。)	
2 裁判所は、前項の決定をする場合には、役員等を審尋しなければならない。	5 役員等責任査定決定があつた後のものを除く。)は、更生手続が終了したときは、終了する。	5 役員等責任査定決定の手続(「 <u>（役員等責任査定決定等）</u> 」は、更生手続が終了したときは、終了する。)は、更生手続があつた後のもとのみなす。	
3 役員等責任査定決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。	6 役員等責任査定決定に対する異議の訴え	6 役員等責任査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から二月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。	
2 第百二十二条	前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。	7 第百二十二条	第一項の訴えは、これを提起する者が、役員等であるときは管財人を、管財人であるときは役員等を、それぞれ被告としなければならない。

3 第百二十三条	第一項の訴えは、これと同一の訴えについての判決においては、訴えが不適法として却下する場合を除き、役員等を、それぞれ被告としなければならない。	8 第百二十三条	第一項の訴えは、これを提起する者が、役員等であるときは管財人を、管財人であるときは役員等を、それぞれ被告としなければならない。
2 第百二十四条	前項第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかつたとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、役員等責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。	7 第百二十四条	第一項第一号において「 <u>（担保権消滅許可の決定）</u> 」は、更生手続開始当時更生会社の財産につき特別の先取特権質権、抵当権の
第一款	担保権消滅の請求	8 第百二十四条	第一項の規定による請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の決定により定められた保額が、保額を超える場合には更生会社の負担とし、保額を超えた者の負担とする。ただし、保額を超えた額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は更生
第六節	担保権消滅の請求等	9 第百二十四条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。ただし、保額を超えた額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は更生

2 第百五十五条	被申立て担保権者は、申立て書に記載された前条第三項第二号の保額(「 <u>（保額決定の請求）</u> 」は、本項において「 <u>（申出額）</u> 」という。)について異議があるときは、当該申立て書の送達を受けた日から一月以内に、担保権の目的である財産(次	3 第百五十五条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。ただし、保額を超えた額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は更生
1 第百五十六条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	4 第百五十六条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
2 第百五十七条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	5 第百五十七条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
3 第百五十八条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	6 第百五十八条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
4 第百五十九条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	7 第百五十九条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。

2 第百六十条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	3 第百六十条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
1 第百六十二条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	2 第百六十二条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
3 第百六十三条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	4 第百六十三条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
4 第百六十四条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	5 第百六十四条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
5 第百六十五条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	6 第百六十五条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
6 第百六十六条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	7 第百六十六条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
7 第百六十七条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	8 第百六十七条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
8 第百六十八条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	9 第百六十八条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。
9 第百六十九条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。	10 第百六十九条	第一項の規定による請求に係る手續に要した費用をした者の負担とする。

きは、当該交付に係る額を控除した額)又は第百十二条第二項の規定により納付された金銭に相当する額の金銭を交付しなければならない。(更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い)

第一百十条 裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第八条第一項又は第百十二条第二項の規定により納付された金銭について、電子配当表(第四項において準用する民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条第三項の規定により作成された電磁的記録であつて、第四項において準用する同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2

被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて第八条第一項若しくは第百十二条第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者の有する担保権について担保される債権及び第百七条第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該金銭の電子交付計算書(裁判所が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金及び剩余金を交付するために、当該金銭の額、各被申立担保権者の有する担保権によって担保される債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、同項の規定により更生会社の負担すべき費用の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。)を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剩余金を更生会社に交付する。

裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

4 民事執行法第八十五条规定は第一及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十条及び第九十二条の規定は第二項の規定による弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

(更生計画認可前の剩余金等の管財人への交付)

第一百十一条 裁判所は、更生計画認可の決定の前に、次の各号に掲げる場合のいずれかに

該当するときは、管財人の申立てにより、当該各号に定める金額を管財人に交付する旨の決定をすることができる。

一 前条の規定により被申立担保権者に配当(弁済金の交付を含む。)をすべきこととなる

可能性のある金額(次項において「配当等見込額」という。)を第八条第一項の規定により納付される金額に相当する金額から控除しても、剩余がある場合、当該剩余金額

二 すべての被申立担保権者が第八条第一項の規定により納付される金額に相当する金額の全部又は一部を管財人に交付することに同意している場合、当該同意のある金額

一 前項第一号に規定する配当等見込額は、次に掲げる金額の合計額とする。

2 各被申立担保権者が届け出た更生債権等(確定したものと除く。)についての届出額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ 当該届出の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金に係る被担保債権については、更生手続開始後二年を経過する時までに生ずるものに限る。次号イにおいて同じ。)となるもの

ロ イの担保権によつて担保された範囲のもの

二 各被申立担保権者が届け出た更生債権等であつて確定したものについての確定額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ 確定した更生債権等の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権となるもの

ロ イの担保権によつて担保された範囲のもの

三 第百五条第四項の規定により予納された額裁判所は、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過し、かつ、第八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った後でなければ、第一項の決定をすることができる。

二 第百十七条第二項に規定する更生債権委員会

三 第百十七条第六項に規定する更生担保権者委員会

四 第百十七条第七項に規定する株主委員会

五 届出があつた更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等

ない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

裁判所は、第一項の決定が確定したときは、関係人集会の期日には、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。ただし、第四十二条の規定による供託がされたときは、同項第一項の決定をすることができる。

管財人は、第八条第一項の規定による金銭の納付をする前に前条第一項の決定が確定したときの納付をする前に前条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により納付すべき金銭の額から当該決定において定める金額を控除した額を、同項に規定する期限までに、裁判所に納付すれば足りる。

前項の規定による供託がされたときは、同項の質権を有していた更生担保権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第二款 債権質の第三債務者の供託

第一百十三条 更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者は、当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

前項の規定による供託がされたときは、同項の規定による供託がされたときは、同項の規定による通話の方法による関係人集会の招集

第七節 関係人集会

第一百十四条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあつた場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であつても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

二 第百五条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主、外国管財人(第二百四十二条第一項に規定する外國管財人をいう。次項において同じ。)及び更生会社の事業の更生のため債務を負担し又は担保を提供する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、関係人集会の期日における手続を行うことができる。

三 第百五条第一項の規定により予納された額裁判所は、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過し、かつ、第八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った後でなければ、第一項の決定をすることができる。

四 第百五条第二項に規定する更生債権委員会

五 届出があつた更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等

六 更生会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

七 第百五十六条 関係人集会は、裁判所が指揮する。

を完済することができない状態にあるときは、同項第四号及び第六号に掲げる者は、同項前段の申立てをすることができない。

(関係人集会の期日の呼出し等)

第一百五十五条 関係人集会の期日には、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

二 前項本文の規定にかかるわらず、届出をした更生債権者等又は株主であつて、議決権を行使することができるときは、呼び出さないことがある。

三 関係人集会の期日は、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならない。

二 前項の規定は、適用しない。

前項本文の規定にかかるわらず、届出をした更生債権者等又は株主であつて、議決権を行使することができるときは、呼び出さないことがある。

三 関係人集会の期日及び会議の目的について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

(映像等の送受信による通話の方法による関係人集会)

四 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

五 関係人集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

四 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

五 関係人集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

六 関係人集会の期日における手続を行ふことができる。

(関係人集会の指揮)

(更生債権者委員会等)
第一百七条 裁判所は、更生債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、更生手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- 一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。
- 二 更生債権者の過半数が当該委員会が更生手続に関与することについて同意していると認められること。
- 三 当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

裁判所は、必要があると認めるときは、更生手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「更生債権者委員会」という。）に対する意見の陳述を求めることができる。

更生債権者委員会は、更生手続において、裁判所又は管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、管財人又は更生会社）に対して、意見を述べることができる。

更生債権者委員会に更生会社の事業の更生に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した更生債権者委員会に対し、相当と認める額の費用を償還することができる。

第一項の規定は更生担保権者をもつて構成する委員会がある場合について、第二項から前項までの規定はこの項において準用する。

第一項の規定は株主をもつて構成する委員会がある場合について、第二項から第五項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会（第一百二十一條において、「株主委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。

(更生債権者委員会の意見聴取)

第一百八条 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があったときは、遅滞なく、管財人

(代理委員)

第一百九条 管財人は、第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条の規定により報告書等（報告書、貸借対照表又は財産目録をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を更生債権者委員会にも提出しなければならない。

管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の支障部分に該当する部分があると主張して同条第一項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を更生債権者委員会に提出すれば足りる。

管財人は、前二項の規定による報告書等の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、更生債権者委員会の承諾を得て、当該報告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、管財人は、これらの規定による報告書等の提出をしたものとみなす。

(管財人に対する報告命令)

第一百十条 更生債権者委員会は、更生債権者全體の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、管財人に更生会社の業務及び財産の管理状況その他更生会社の事業の更生に關し必要な事項について第八十四条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出しができる。

2 前項の申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、管財人に對し、第八十四条第二項の規定による報告をすることができないなければならない。

(準用)

第一百十一条 前三条の規定は、更生担保権者委員会又は株主委員会がある場合について準用する。

第一百十二条 更生債権者等又は株主は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 裁判所は、更生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、更生債権者等又は株主に對し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

代理委員は、これを選任した更生債権者等又は株主のために、更生手続に屬する一切の行為をすることができる。

一の更生債権者等又は一の株主について代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公平であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

6 更生債権者等又は株主は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

(裁判所による代理委員の選任)

第一百二十三条 裁判所は、共同の利益を有する更生債権者等又は株主が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2 前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定により代理委員が選任された場合には、当該代理委員は、本人（その者のため）に同項の規定により代理委員が選任された者をいう。第六項において同じ。）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

4 第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

5 第一項の規定により選任された代理委員は、更生会社財産から、次に掲げるものの支払を受けることができる。

6 第一項の規定により代理委員が選任された場合における裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

2 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又是意見陳述を命ずる処分をすることができる。

一 第九十九条第一項の規定による保全処分又は第一百条第一項に規定する役員等責任査定決定期を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

2 前項の規定による決定に対する管財人の報告の當否

3 更生計画案又は更生計画の當否

4 その他更生事件に關し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

2 裁判所は、前項の処分（以下「調査命令」という。）をする場合には、当該調査命令において、一人又は数人の調査委員を選任し、かつ、調査委員の調査又は意見陳述の対象となるべき事項及び裁判所に対して報告又は陳述をすべき期間を定めなければならない。

4 調査命令及び前項の規定による決定に対して裁判所は、即時抗告を変更し、又は取り消すことができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(準用)

第一百二十六条 第六十七条规定第二項、第六十八条规定

第六十九条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定は、調査委員について準用する。

第四章 共益債権及び開始後債権**第一節 共益債権****第一百二十七条** 次に掲げる請求権は、共益債権とする。(共益債権となる請求権)

一、更生債権者等及び株主の共同の利益のための裁判上の費用の請求権

二、更生手続開始後の更生会社の事業の經營並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三、更生計画の遂行に関する費用の請求権(更生手続終了後に生じたものを除く。)

四、第八十一条第一項(第三十四条第一項、第三十八条、第八十一条第五項及び前条において準用する場合を含む。)、第一百七十七条第四項(同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)、第一百二十三条第五項、第一百二十条第一項及び第一百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五、更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限り)が権限に基づいてした資金の借入その他の行為によって生じた請求権

六、事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生会社に対する生じたもの(前各号に掲げるものを除く。)(開始前の借入金等)

第二節 共益債権
2 開始前会社(保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入その他の行為によって生じた請求権)の除外。以下この項及び第四項において同じ。が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れ原材料の購入その他開始前会社の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができます。**第三項** 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に付することができる。わる承認をする権限を付与することができる。
第四項 開始前会社が第二項の許可又は前項の承認を得て第二項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。**第一百二十九条** 更生会社に對して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税(都たばこ税を含む。)及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。)並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税及び森林環境税の請求權で、更生手続開始当時まだ納期限の到来しないものは、共益債権とする。**第一百三十条** 株式会社について更生手続開始の決定があつた場合において、更生手続開始前六月間の当該株式会社の使用者の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用者の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。**第一百三十一条** 前項に規定する場合において、更生手続開始の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用者の退職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。**第一百三十二条** 共益債権は、更生計画の定めるところによらないで、隨時弁済する。**第一百三十三条** 共益債権が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになつた場合であつても、裁判所は、社債管理者等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。**第一百三十四条** 第二節 開始後債権
1 前項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百三十五条** 第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しても、即時抗告をすることはできる。**第一百三十六条** 第一項の規定による取消しの命令に対しても、即時抗告をすることはできる。**第一百三十七条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百三十八条** 第二節 開始後債権
1 前項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百三十九条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十条** 第二節 開始後債権
1 前項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十一条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十二条** 第二節 開始後債権
1 前項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十三条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十四条** 第二節 開始後債権
1 前項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十五条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**契約の受託会社(以下この項から第三項までににおいて「社債管理者等」という。)が更生債権等である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、社債管理者等の更生会社に對する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。**

契約の受託会社(以下この項から第三項までににおいて「社債管理者等」という。)が更生債権等である社債の管理に関する事務を行おうとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、社債管理者等が前項の許可を得ないで更生債権等である社債の管理に関する事務を行つた場合であつても、裁判所は、社債管理者等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められたときには、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

第一百三十九条 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。**第一百四十条** 前項本文に規定する場合には、前条第一項の規定は、適用しない。**第一百四十一条** 第一項本文に規定する場合には、前条第一項の規定は、適用しない。**第一百四十二条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十三条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十四条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十五条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十六条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十七条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十八条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百四十九条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十一条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十二条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十三条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十四条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十五条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十六条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十七条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。**第一百五十八条** 第一項の規定による取扱い(共益債権の取扱い)による許可を得た請求権は、共益債権とする。

滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

第五章

更生債権者及び更生担保権者

手続参加

更生債権者等の手続参加

(更生債権者等は、その有する更生債権等をもつて更生手続に参加することができる。)

2 破産法第四百四条及び第五百五条の規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第四百四条及び第五百五条中「破産手続開始」と、同法第四百五条第一項、第三項及び第四項並びに第五百五条中「破産手続に」あるのは「更生手続に」、「更生手続開始」とあるのは「更生手続開始」である。

3 第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一條第一項に規定する共助実施決定をいう。）第百六十四条第二項において同じ。）を得なければならぬ。

（更生債権者等の議決権）

更生債権者等は、その有する更生債権等につき、次の各号に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。

一 更生手続開始後に期限が到来すべき確定定期付債権で無利息のものによる利息を生ずべき元本額に相当する利廻りを債権額から控除した額

二 金額及び存続期間が確定している定期金債権各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が更生手続開始の時における法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額にその元本額）

三 次に掲げる債権

更生手続開始の時における評価額

イ 更生手続開始後に期限が到来すべき不確定期間付債権で無利息のもの

口 金額又は存続期間が不確定である定期金債権

ハ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもつて定めたもの

本 条件付債権

ハ 更生会社に対して行うことがある将来の請求権

四 前号に掲げる債権以外の債権 債権額

四 前号に掲げる債権等のうち次に掲げるものについては、更生債権等のうちに掲げるものについては、

二 前項の規定にかかわらず、更生債権者等は、更生債権等のうち次に掲げるものについては、議決権を有しない。

一 更生手続開始後の利息の請求権

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

三 更生手続参加の費用の請求権

四 租税等の請求権

五 第四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

三 第一項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもつて約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後更生債権を有する者は、議決権を有しない。

（更生債権者等が外国で受けた弁済）

第一項の規定に規定する債権届出期間の経過後

三 第一項に規定する債権届出期間内に更生債権等の届出をすることができない場合は、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出をすることができる。

四 前項に規定する一月の期間は、伸長し、又は短縮することができる。

（更生債権者等が同一の割合の弁済を受けた場合における法定利率による利息を生ずべき元本額に相当する利廻りを債権額から控除した額）

第一項の規定に準じて算定される額の合計額（その額が更生手続開始の時における法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額にその元本額）

（更生債権等の届出）

第一項に規定する更生債権等の部分については、議決権を行使することができない。

第二節 更生債権及び更生担保権の届出

（更生債権等の届出）

第一項の規定に参加しようとする更生債権等の届出をする場合は、債権届出期間（第四十二条第一項の規定により定められた更生債権等の届出をする

き期間をいう。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各更生債権の内容及び原因

二 一般的の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるときは、その旨

三 各更生債権についての議決権の額

四 前号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

二 更生手続に参加しようとする更生担保権者は、前項に規定する債権届出期間内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各更生債権についての議決権の額

二 各更生担保権の内容及び原因

三 前号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

二 更生手続に参加しようとする更生担保権者は、前項に規定する債権届出期間内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各更生債権についての議決権の額

二 各更生担保権の内容及び原因

三 前号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

（租税等の請求権等の届出）

二 更生手続開始前の罰金等の請求権（更生手続開始前の罰金等の請求権）

三 各更生担保権についての議決権の額

四 前号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

（債権届出期間経過後の届出等）

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

三 更生手続参加の費用の請求権

四 租税等の請求権

五 第四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

三 第一項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもつて約定劣後更生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後更生債権を有する者は、議決権を有しない。

（更生債権者等が同一の割合の弁済を受けた場合における法定利率による利息を生ずべき元本額に相当する利廻りを債権額から控除した額）

第一項の規定に準じて算定される額の合計額（その額が更生手続開始の時における法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額にその元本額）

（更生債権等の届出）

第一項の規定に参加しようとする更生債権等の届出をする場合は、債権届出期間（第四十二条第一項の規定により定められた更生債権等の届出をする

役、清算人又は代表清算人の退職手当の請求権について準用する。）

（届出名義の変更）

届出をした更生債権等を取得した者は、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

（届出名義の変更）

届出をした更生債権等を取得した者は、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けなければならない。

ときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。	電子更生債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）又は電子更生担保権者表（同項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）の内容に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。
前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。	前項の規定による更正の処分は、第五項及び第八項の規定は、第五項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。（更生債権等の調査）
裁判所による更生債権等の調査	前項の規定による更正の処分は、第五項及び第八項の規定は、第五項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。（更生債権等の調査）
第百四十五条 裁判所による更生債権等の調査	前項の規定による更正の処分は、第五項及び第八項の規定は、第五項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。（更生債権等の調査）
管財人は、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に届出があった更生債権等について、次の各号に掲げる区分に応じて、管財人が作成した認否書並びに更生債権者等、株主及び更生会社の書面による異議に基づいてする。	管財人は、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に届出があった更生債権等について、管財人が作成した認否書並びに更生債権者等、株主及び更生会社の書面による異議に基づいてする。（認否書の作成及び提出）

第百四十六条 管財人は、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に届出があった更生債権等について、管財人が作成した認否書並びに更生債権者等、株主及び更生会社の書面による異議に基づいてする。（認否書の作成及び提出）	第百四十七条 届出をした更生債権者等及び株主は、前条第三項に規定する一般調査期間内に、裁判所に対し、同条第一項又は第二項に規定する更生債権等についての同条第一項各号又は第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、書面で異議を述べることとする。（一般調査期間における調査）
第百四十五条 裁判所による更生債権等の調査	第百四十七条 届出をした更生債権者等及び株主は、前条第三項に規定する一般調査期間内に、裁判所に対し、同条第一項又は第二項に規定する更生債権等についての同条第一項各号又は第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、書面で異議を述べることとする。（一般調査期間における調査）
管財人は、第一百三十九条第一項若しくは第三項の規定により届出事項の変更があつた更生債権等についても、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否書に記載することができる。	管財人は、特別調査期間に係る更生債権等については、第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否書を作成し、特別調査期間前に裁判所の定める期限までに、これを裁判所に提出しなければならない。この場合には、同条第四項の規定を準用する。
二 更生担保権 内容、担保権の目的である財産の価額及び議決権の額	管財人は、特別調査期間に係る更生債権等については、第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項につき、更生会社にあつては当該更生債権等の内容につき、特別調査期間内に、裁判所に対し、それぞれ書面で異議を述べることができ。前項の規定による通知があつた場合には、裁判所は、同項の更生債権等の調査を行ったため、直ちに、その旨を、管財人及び更生会社に通知しなければならない。
二 更生担保権 内容、担保権の目的である財産の価額及び議決権の額	管財人は、前項の規定による通知があつた日から三日以内に、裁判所に対し、書面で、第一項の更生債権等についての第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項につき、異議を述べることができる。更生会社が当該更生債権等の内容について異議を述べる場合についても、同様とする。

二 更生担保権 内容、担保権の目的である財産の価額及び議決権の額	管財人は、前項の規定による通知があつた日から三日以内に、裁判所に対し、書面で、第一項の更生債権等についての第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項につき、異議を述べることができる。更生会社が当該更生債権等の内容について異議を述べる場合についても、同様とする。
二 更生担保権 前項第一号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	前項第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における電子裁判書の送達について準用する。
二 更生担保権 前項第二号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	前項第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における電子裁判書の送達について準用する。
二 更生担保権 前項第一号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	前項第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における電子裁判書の送達について準用する。
二 更生担保権 前項第二号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	前項第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における電子裁判書の送達について準用する。

二 更生担保権 前項第一号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。
二 更生担保権 前項第二号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。
二 更生担保権 前項第一号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	裁判所は、第百三十九条第一項若しくは第三項の規定によりその届出があり、又は同条第五項の規定により届出事項の変更があつた更生債権等についても、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否書に記載することができる。
二 更生担保権 前項第二号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。
二 更生担保権 前項第一号に定める事項（届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項）	前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

(一般の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。)について管財人が認めず、若しくは第百四十九条第三項前段の規定による異議を述べ、又は届出をした更生債権者等若しくは株主が異議を述べたものをいう。)を有する更生債権者等は、異議者等(当該管財人並びに当該異議を述べた更生債権者等及び株主をいう。)の全員を相手方として、裁判所に、その内容(一般的の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。)についての査定の申立て(以下この款において「更生債権等査定申立て」という。)をすることができる。ただし、第百五十六条第一項及び第二項の場合並びに第百五十八条第一項及び第二項の場合には、この限りでない。

2 更生債権等査定申立ては、前項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は第百四十九条第四項の通知があつた日から一月の不变期間内にしなければならない。

3 更生債権等査定申立てがあつた場合には、裁

判所は、これを不適法として却下する場合を除き、決定で、第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の存否及び内容(一般的の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。)を査定する裁判(以下この款において「更生債権等査定決定」という。)をしなければならない。

4 裁判所は、更生債権等査定決定をする場合は、第一項本文に規定する異議者等を審尋しなければならない。

5 更生債権等査定申立てについての決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十一条第三項本文の規定は、適用しない。

6 第一項本文に規定する異議等のある更生債権等(第一百五十八条第一項に規定するものを除く。)につき、第二項(第百五十六条第二項において準用する場合を含む。)の期間内に更生債権等査定申立て又は第百五十六条第一項の規定による受継の申立てがないときは、当該異議等のある更生債権等についての届出は、なかつたものとみなす。

(更生債権等査定申立てについての決定に対する異議の訴え)

第一百五十二条 更生債権等査定申立てについての決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴え(以下この

款において「更生債権等査定異議の訴え」という。)を提起することができる。

2 更生債権等査定異議の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3 更生債権等査定異議の訴えの第一審裁判所は、更生裁判所が更生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第六項の規定のみである場合(更生裁判所が第七条第三号の規定により更生事件の移送を受けた場合において、同号に規定する規定中移送を受けたことの根拠となる規定が同項の規定のみであるときを含む。)において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所に移送することができる。

4 更生債権等査定異議の訴えは、これを提起する者が、前条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等を有する更生債権者等であるときには同項本文に規定する異議者等の全員を、当該裁判所は、これを不適法として却下する場合を除れども被告訴としなければならない。

5 更生債権等査定異議の訴えの口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

6 同一の更生債権等に係り更生債権等査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

7 更生債権等査定異議の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、更生債権等査定申立てについての決定を認可し、又は変更する。

8 保険の目的である財産についての価額決定の申立て(以下この款において「保険の目的である財産についての価額決定」といふ。)が届出価額(前条第一項の更生担保権についての第百三十八条第二項第二号に掲げる価額をいう。)と等しいか、又はこれを上回る場合は、当該価額決定の申立ての相手方である第百五十五条第一項本文に規定する異議者等の負担とする。

9 前号の決定価額が異議等のない価額(前号の異議者等が更生担保権の調査において述べた第二項の財産の価額のうち最も低いものをいう。)と等しいか、又はこれを下回る場合、前号第一項の更生担保権者の負担とする。

10 第二項に掲げる場合以外の場合、裁判所は、当該即時抗告をした者の負担とする。

11 第百五十五条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

(主張の制限)

第一百五十七条 更生債権等査定申立て、更生債権等査定異議の訴え及び前条第一項の規定による受継があつた訴訟に係る手続においては、更生債権者等は、第百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる事項について、電子更生債権者表又は電子更生担保権者表に記録されている事項のみを主張することができます。

(執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張)

第一百五十八条 第百五十五条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、同項本文に規定する異議者等は、更生会社がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができる。

2 前項に規定する異議等のある更生債権等に関する手続開始当時訴訟が係属する場合においては、更生手続開始当時訴訟が係属する場合においては、

て、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該更生債権等を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

三百五十二条第二項の規定は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継について、三百五十二条第五項及び第六項並びに前項の規定は前二項の場合について、それぞれ準用する。この場合においては、三百五十二条第三項中「第一項の期間」とあるのは、「三百五十二条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は三百四十九条第四項の通知があつた日から一月の不变期間」と読み替えるものとする。

前項において準用する三百五十二条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかつた場合には、同条第一項本文に規定する異議者等が更生債権者等又は株主であるときは三百四十七条第一項又は三百四十八条第四項の異議はなかつたものとみなし、当該異議者等が管財人であるときは管財人においてその更生債権等を認めたものとみなす。

(目的的財産を共通にする複数の更生担保権がある場合の特例)

三百五十九条 担保権の目的である財産を共通にする更生担保権のうち確定した一の更生担保権についての次に掲げる事項は、他の更生担保権についての更生債権等査定申立て又は更生債権等の確定の確定に係る訴訟(更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟)第百五十六条第一項又は前条第二項の規定による受継があつた訴訟及び同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟をいう。以下この款において同じ。)が係属する裁判所を拘束しない。

一 更生担保権の内容
二 担保権の目的である財産の価額
三 更生担保権が裁判により確定した場合においては、前二号に掲げるもののほか、当該裁判の理由に記録された事項

(更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記録)

三百六十一条 裁判所書記官は、管財人、更生債権者等又は株主の申立てがあつた場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、更生債権等の確定に関する訴訟の結果(更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、三百五十二条第一項に規定する期

間内に提起されたとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容を電子更生債権者表又は電子更生担保権者表に記録しなければならない。

(更生債権等の確定に関する訴訟の判決等の効力)

三百六十二条 更生債権等査定申立てについての決定に対する訴訟についての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、三百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかつたときは、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定は、更生債権者等及び株主の全員に対して、その効力を有する。

二 更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、三百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかつたときは、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定は、更生債権者等及び株主の全員に対して、その効力を有する。

(訴訟費用の償還)

三百六十三条 更生会社財産が更生債権等の確定に関する訴訟(更生債権等査定申立てについての決定を含む。)によって利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者等又は株主は、その利益の限度において、更生会社財産から訴訟費用(更生手続終了の場合における更生債権等の確定手続の取扱い)

三百六十四条 租税等の請求権及び三百四十二条第一号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権についての、前二款(三百四十四条を除く。)の規定は、適用しない。

三百六十五条 租税等の請求権及び三百四十二条の規定による届出があつた請求権を除く。)の規定は、適用しない。

三百六十六条 租税等の請求権及び三百四十二条第一号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権についての、前二款(三百四十四条を除く。)の規定は、適用しない。

三百六十七条 租税等の請求権及び三百四十二条第一号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権についての、前二款(三百四十四条を除く。)の規定は、適用しない。

三百六十八条 租税等の請求権及び三百四十二条第一号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権についての、前二款(三百四十四条を除く。)の規定は、適用しない。

三百六十九条 第百六十三条の規定による更生手続が終了した際に係属するものとする。

三百七十一条 第百六十三条の規定による更生手続が終了した場合は、更生手続認可の決定前に更生手続が終了したときは終了するものとし、更生手続認可の決定後に更生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

三百七十二条 第百六十三条の規定による更生手続が終了した場合は、更生手続認可の決定前に更生手続が終了したときは終了するものとし、更生手続認可の決定後に更生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

三百七十三条 第百六十三条の規定による更生手続が終了した場合は、更生手続認可の決定前に更生手続が終了したときは終了するものとし、更生手続認可の決定後に更生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

。)であつて、三百五十六条第一項又は三百五十七条第二項の規定による受継があつたものは、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは中断するものとし、更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは中断しないものとする。

前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第五十二条第五項の規定を準用する。

三百七十四条 租税等の請求権等についての特例

三百七十五条 租税等の請求権等についての特例

三百七十六条 租税等の請求権等についての特例

三百七十七条 租税等の請求権等についての特例

三百七十八条 租税等の請求権等についての特例

三百七十九条 租税等の請求権等についての特例

三百八十条 租税等の請求権等についての特例

三百八一条 租税等の請求権等についての特例

三百八十二条 租税等の請求権等についての特例

三百八十三条 租税等の請求権等についての特例

三百八十四条 租税等の請求権等についての特例

三百八十五条 租税等の請求権等についての特例

三百八十六条 租税等の請求権等についての特例

3 裁判所は、株主名簿に記載又は記録のない株主の申立てにより、当該株主が更生手続に参加することを許可することができる。この場合にたときは中断するものとし、更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは中断しないものとする。

前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第六章 株主

(株主の手続参加)

三百六十六条 株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

三百六十七条 株主として更生手続に参加することができる。

七 株式会社の継続
(更生会社による株式の取得)

第六 事業譲渡等
第一項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 更生会社が取得する株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 更生会社が前号の株式を取得する日
(株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得)

第三百七十四条の三 更生会社の発行する売渡株式等についての株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特別支配株主（会社法第二百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第三号及び第四条の二において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二 会社法第二百七十九条の二第一項各号に掲げる事項

三 特別支配株主が株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得について更生債権者等に對して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭の割当てに関する事項
(募集株式を引き受ける者の募集)

第五百七十五条 募集株式を引き受ける者の募集に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会社法第二百九十九条第一項に規定する募集事項

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が会社法第二百三十三条第二項の申込みをしたときは、募集株式の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととする

三 更生債権者等又は株主に對して会社法第二百四十二条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が会社法第二百三十三条第二項の申込みをしたときは、募集新株予約権の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととする

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭の割当てに関する事項

五 募集新株予約権の申込みをするに際して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、次に掲げる事項

三 第三百第二項の申込みをするに際して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に對する募集株式の割当てに関する事項

(募集新株予約権を引き受ける者の募集)

第一百七十六条 募集新株予約権（当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下同じ。）を引き受ける者の募集に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会社法第二百三十八条规定する募集事項

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が会社法第二百三十三条第二項の申込みをしたときは、募集新株予約権の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととする

三 特別支配株主が株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得について更生債権者等に對して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭の割当てに関する事項

五 募集新株予約権の申込みをするに際して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、次に掲げる事項

三 第三百第二項の申込みをするに際して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、次に掲げる事項

三 第三百第二項の申込みをするに際して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

更生会社の募集社債の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集社債の引受けの申込みの期日

五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集社債の割当てに関する事項

（更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換える株式等の発行）

一 更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えるの全部又は一部の消滅と引換えにする株式の発行に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 発行する株式の数（種類株式発行会社についての発行する株式の種類及び種類ごとの数）

二 発行する株式の種類及び種類ごとの数

三 発行する資本金及び資本準備金に関する事項

四 発行する社債の償還の方法及び期限

五 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

六 発行する社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

七 更生債権者等又は株主に対する発行する社債の割当てに関する事項

八 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

九 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十一 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十二 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十三 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十四 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十五 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

についてのものを除く。以下この条、第三百八十三条第十三号及び第二百二十五条第五項において同じ。）の発行に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 発行する各社債の金額

二 発行する社債の総額

三 発行する社債の利率

四 発行する社債の償還の方法及び期限

五 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

六 発行する社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

七 更生債権者等又は株主に対する発行する社債の割当てに関する事項

八 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

九 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十一 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十二 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十三 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十四 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十五 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十六 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十七 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

十八 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が吸收合併存続会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

二 当該金銭等が吸收合併社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

ホ 当該金銭等が吸收合併存続会社の株式等(株式、社債及び新株予約権をいう。以下同じ。)以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭等の割当てに関する事項並びに該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

二 吸收合併契約において定めるべき事項

一 吸收合併契約において定めるべき事項

イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

ロ 合資会社 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額

ハ 合同会社 住所並びに出資の価額

三 吸收合併存続会社が吸收合併に際して更生債権者等に対して金銭等(吸收合併存続会社の持分を除く。)を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

口 当該金銭等が吸收合併存続会社の社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権の内容及び数若しくは額又はその算定方法

二 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項並びに該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

2 第百八十二条の二 新設合併(更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併により設立する会社(以下「新設合併設立会社」という。)が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。)に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

イ 当該株式等が新設合併設立会社の株式であるときは、当該株式の数(種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法)又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が新設合併設立会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

二 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権の内容及び数若しくは額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項並びに該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四号に掲げる事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に對して社債を交付するときは、当該金銭等が株式交換完全親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭等の割当てに関する事項並びに該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

3 第百八十二条の三 株式交換(更生会社が株式交換をする株式会社(以下「株式交換完全子会社」という。)となる株式交換であつて、その発行済株式の全部を取得する会社(以下「株式交換完全親会社」という。)が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。)に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 株式交換契約において定めるべき事項

イ 当該金銭等についての次に掲げる事項並びに該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数若しくは額又はその算定方法

ロ 当該株式等が新設合併設立会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数若しくは額又はその算定方法

二 当該株式等が新設合併設立会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権の内容及び数若しくは額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項並びに該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四号に掲げる事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に對して社債を交付するときは、当該金銭等が株式交換完全親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

2 第百八十二条の四 株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式移転計画において定めるべき事項

イ 「株式移転設立完全親会社」という。)が株式移転に際して更生債権者等に對して当該株式移転設立完全親会社の株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項並びに該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数若しくは額又はその算定方法

二 当該金銭等が株式交換完全親会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権の内容及び数若しくは額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項並びに該新株予約権付社債に付されたものと同一の新株予約権付社債であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四号に掲げる事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に對して社債を交付するときは、当該金銭等が株式交換完全親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

その要旨を第二百五十三条第一項本文に規定する者（同条第一項に規定する者を除く。）に通知しなければならない。

裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対して、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。

5 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号に掲げる方法を定めた場合において、第二百四十四条第一項各号に掲げる者（同条第二項の規定により同条第一項前段の申立てをすることができない者を除く。）が前項の期間内に更生計画案の決議をするための関係人集会の招集の申立てをしたときは、議決権行使の方法につき、当該定めを取り消して、第二項第一号又は第二号に掲げる方法を定めなければならない。（社債権者の議決権の行使に関する制限）

第二百九十条 更生債権等である社債を有する社債権者は、当該社債について第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債について議決権行使することができたときは、議決権行使の方法につき、当該定めを取り消して、第二項第一号又は第二号に掲げる方法を定めなければならない。

（関係人集会が開催される場合における議決権の額又は数の定め方等）

第二百九十二条 裁判所が議決権行使の方法として第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、当該各号に定める数を超過することができる。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職務で、いつでも前項第四号の規定による決定を変更することができる。（関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等）

第二百九十五条 更生計画によつて影響を受けない場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権行使することができる。

1 第五百十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者は、議決権行使することができない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、二以上の第百六十九条第一項若しくは第七百四十四条の規定による申出名義の変更を受けることができる。

3 前項第二号に規定する申出のあつた更生債権等である社債を取得した者は、申出名義の変更を受けることができる。

第二百九十六条 更生計画案の決議は、第二百八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権行使することができる。

1 第五百十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者は、議決権行使することができない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、二以上の第百六十九条第一項各号に掲げる種類の権利を一定により定められた種類の権利を有する者に分かれている。

3 裁判所は、裁判所が議決権の総額の四分の三以上に当たる議決権を有する者

4 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職務で、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。（議決権の行使の方法等）

5 前項の規定による決定があつた場合には、その電子裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、関係人集会の期日において当該決定の言渡しがあつたときは、この限りでない。

6 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職務で、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。（議決権の行使の方法等）

7 裁判所は、その有する議決権を統一しないの議決権につき異議を述べることができる。ただし、第二百五十三条第一項の規定によりその額が確定した届出をした更生債権者等の議決権については、この限りでない。

8 裁判所は、その有する議決権を統一しないの議決権につき異議を述べることができる。ただし、第二百五十三条第一項の規定によりその額が確定した届出をした更生債権者等の議決権については、この限りでない。

9 裁判所は、相当と認めるときは、二以上の第百六十九条第二項第一号又は第二号に掲げる方法として第二百八十九条第二項第一号又は第二号に掲げる方法が定められ、かつ、当該更生計画案が可決されるに至らなかつた場合において、関係人集会の期日の続行につき、第二百九十六条第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じ当該権利を有する者

該各号に定める者の同意があつたときは、裁判所は、管財人、更生会社若しくは議決権者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、続行期日において当該更生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 更生債権の議決権の総額の三分の一以上に超える議決権を有する者

二 更生担保権の議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者

三 株式議決権を行使することができる株主の議決権の総数の三分の一以上に当たる議決権を有する者

四 更生計画案が決議に付された場合において、同項本文の更生計画案の可決は、当該更生計画案が決議に付された最初の関係人集会の期日から二月以内にされなければならぬ。

五 裁判所は、必要があると認めるときは、更生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。(ただし、そなへばならない。

六 行政府の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画については、第百八十七条の規定による当該行政府の意見と重要な点において反していいこと。

2 前項本文の場合において、同項本文の更生計画案の可決は、当該更生計画案が決議に付された最初の関係人集会の期日から二月以内にされなければならぬ。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、更生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。(ただし、そなへばならない。

第四節 更生計画の認可又は不認可の決定

(更生計画認可の要件等)

第一百九十九条 更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

2 裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、更生計画認可の決定をしなければならない。

一 更生手続又は更生計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること。

二 更生計画の内容が公正かつ平衡であること。

三 更生計画が遂行可能であること。

四 更生計画の決議が誠実かつ公正な方法でされたこと。

五 他の会社と共に第四十五条第一項第七号に掲げる行為を行うことを内容とする更生計画について、当該他の会社が当該行為を行うことができること。

六 行政府の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画については、第百八十七条の規定による当該行政府の意見と重要な点において反していいこと。

2 第一百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られなかつたものがあるため更生計画案が可決されなかつた場合においても、裁判所は、更生計画案を変更し、同意が得られなかつた種類の権利を有する者のために次に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する条項を定めて、更生計画認可の決定をすることができる。

一 更生担保権者について、その更生担保権の全部をその担保権の被担保債権として存続させ、又はその担保権の目的である財産を裁判所が定める公正な取引価額(担保権による負担がないものとして評価するものとする)以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを供託すること。

二 更生債権者については破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額、株主については清算の場合に残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額を支払うこと。

三 当該権利を有する者に対して裁判所の定められたその権利の公正な取引価額を支払うこと。

四 その他前三号に準じて公正かつ平衡に当該権利を有する者を保護すること。

五 更生計画案について、第一百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に、同条第五項の要

3 更生手続が法令又は最高裁判所規則の規定に該各号に定める者の同意があつたときは、裁判所は、管財人、更生会社若しくは議決権者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、続行期日において当該更生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 更生債権の議決権の総額の三分の一以上に超える議決権を有する者

二 更生担保権の議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者

三 株式議決権を行使することができる株主の議決権の総数の三分の一以上に当たる議決権を有する者

四 更生計画認可の決定をしないことが不適当と認めるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をすることができる。

5 第一百五十五条第一項本文に規定する者及び第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等は、更生計画を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

6 更生計画の認可又は不認可の決定があつた場合には、その主旨、理由の要旨及び更生計画又はその要旨を公告しなければならない。

7 第一百九十六条第一項に規定する場合においては、同項の決定があつた旨を第四十六条规定する労働組合等に通知しなければならない。

8 (同意を得られなかつた種類の権利がある場合の認可)

第二百条 第一百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られなかつたものがあるため更生計画案が可決されなかつた場合においても、裁判所は、更生計画案を変更し、同意が得られなかつた種類の権利を有する者のために次に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する条項を定めて、更生計画認可の決定をすることができる。

一 更生担保権者について、その更生担保権の全部をその担保権の被担保債権として存続させ、又はその担保権の目的である財産を裁判所が定める公正な取引価額(担保権による負担がないものとして評価するものとする)以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを供託すること。

二 更生債権者については破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額、株主については清算の場合に残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額を支払うこと。

三 当該権利を有する者に対して裁判所の定められたその権利の公正な取引価額を支払うこと。

四 その他前三号に準じて公正かつ平衡に当該権利を有する者を保護すること。

五 更生計画案について、第一百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に、同条第五項の要

件を満たす同意を得られないことが明らかなものがあるときは、裁判所は、更生計画案の作成の申立てにより、あらかじめ、同意を得られることで更生計画案を認可しないことが不適当と認めるべきことが明らかなる種類の権利を有する者のために前項各号に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する条項を定めて、更生計画案を作成することを許可することができる。

第六章 更生計画認可後の手続

第一節 更生計画認可の決定の効力

(更生計画の効力範囲)

第二百三条 更生計画は、次に掲げる者のため、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一 更生会社

二 すべての更生債権者等及び株主

三 更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者

四 更生計画の定めるところにより更生会社が組織変更をした後の持分会社

五 更生計画の定めるところにより新設分割(他の会社と共同してするものを除く)、株式移転(他の株式会社と共同してするものを除く)又は第一百八十三条に規定する条項により設立される会社

六 更生計画は、更生債権者等が更生会社の保証人その他更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生会社以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。

(更生計画の効力発生の時期)

第二百一条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(更生計画認可の決定等に対する即時抗告)

第二百二条 更生計画の認可又は不認可の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

1 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、更生計画の内容が第六十八条第一項第四号から第六号までに違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、更生計画の内容が第六十八条第一項第四号から第六号までに違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができる。

3 (更生計画の効力発生の時期)

第二百二十三条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(更生計画認可の決定等に対する即時抗告)

第二百四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

1 更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利

2 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいふ)。又は使用者であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職していいるものの退職手当の請求権

3 第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

4 第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始前に抗告をした裁判所は、同項の決定の取消しの原因となることが明らかな事情及び更生計画の遂行によつて生ずる償うことができない損害を避けるべき緊急の必要があることにつき説明があつたときは、抗告人の申立てにより、当該即時抗告につき決定があるまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、当該更生計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができます。

5 前二項の規定は、第一項の即時抗告についての裁判に対する第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び

6 法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

第八章 更生計画認可後の手続

第一節 更生計画認可の決定の効力

(更生計画の効力範囲)

第二百三条 更生計画は、次に掲げる者のため、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一 更生会社

二 すべての更生債権者等及び株主

三 更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者

四 更生計画の定めるところにより更生会社が組織変更をした後の持分会社

五 更生計画の定めるところにより新設分割(他の会社と共同してするものを除く)、株式移転(他の株式会社と共同してするものを除く)又は第一百八十三条に規定する条項により設立される会社

六 更生計画は、更生債権者等が更生会社の保証人その他更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生会社以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。

(更生計画の効力発生の時期)

第二百一条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(更生計画認可の決定等に対する即時抗告)

第二百二条 更生計画の認可又は不認可の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

1 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、更生計画の内容が第六十八条第一項第四号から第六号までに違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、更生計画の内容が第六十八条第一項第四号から第六号までに違反することを理由とする場合を除き、即時抗告をすることができる。

3 (更生計画の効力発生の時期)

第二百二十三条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(更生計画認可の決定等に対する即時抗告)

第二百四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権は全て消滅する。

1 更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利

2 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいふ)。又は使用者であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職していいるものの退職手当の請求権

3 第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

4 第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始前に抗告をした裁判所は、同項の決定の取消しの原因となることが明らかな事情及び更生計画の遂行によつて生ずる償うことができない損害を避けるべき緊急の必要があることにつき説明があつたときは、抗告人の申立てにより、当該即時抗告につき決定があるまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、当該更生計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができます。

5 前二項の規定は、第一項の即時抗告についての裁判に対する第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告及び

若しくは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十二条の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとした場合における、免れ、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの。

更生計画認可の決定があつたときは、前項第三号及び第四号に掲げる請求権については、更生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に更生計画に基づく弁済が完了した場合には、弁済が完了した時）までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責及び担保権の消滅の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第二百五条 届出をした更生債権者等の権利の変更

更生計画認可の決定があつたときは、届出をした更生債権者等及び株主の権利は、更生計画の定めに従い、変更される。

届出をした更生債権者等は、その有する更生債権等が確定している場合に限り、更生計画の定めによつて認められた権利を使用することができる。

更生計画の定めによつて株主に対し権利が認められた場合には、更生手続に参加しなかつた株主も、更生計画の定めによつて認められた権利を使用することができる。

会社法第一百五十三条から第一百五十三条规定は、株主が第一項の規定による権利の変更により受けるべき金銭等について準用する。

第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（更生計画の条項の電子更生債権者表等への記録等）

第二百六条 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、更生計画の条項を電子更生債権者表及び電子更生担保権者表に記録しなければならない。

前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによつて認められた権利については、管財人（第七十二

その電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録は、更生会社、第二百三十三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社、更生債権者等、更生会社の株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者に対し、次に掲げる者のために、相当な担保を立てるべきことを命ずることができる。

更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を有する者は、更生計画の定め又はこの法律の規定による異議等のある更生債権等での確定手続が終了していないものを有する者

第二百七条 更生計画認可の決定があつたときは、租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）についての時効は、第二百六十九条第一項の規定により納稅の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予がされている期間中は、進行しない。

（中止した手続等の失効）

第二百八条 更生計画認可の決定があつたときは、第五十条第一項の規定により中止した破産手続（再生手続（当該再生手続において、民事再生法第三十九条第一項の規定により中止した破産手続並びに同法第二十六条第一項第二号に規定する再生債権に基づく強制執行等の手続及び同項第五号に規定する再生債権に基づく外国租税滞納処分を含む。）、二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続、同項第六号に規定する外国租税滞納処分、財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は、その効力を失う。ただし、第五十条第五項の規定により続行された手続又は処分については、この限りでない。）

第二節 更生計画の遂行

（更生計画の遂行）

第二百九条 更生計画認可の決定があつたときは、管財人は速やかに、更生計画の遂行又は更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び处分の監督を開始しなければならない。

管財人は、第二百三十三条第一項第五号に掲げる会社の更生計画の実行を監督する。

管財人は、前項に規定する会社の設立時取役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、業務を執行する社員、清算人及び使用者その他の従業者並びにこれらの人者であつた者に対して当該会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は当該会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

裁判所は、更生計画の遂行を確実にするため必要があると認めるときは、管財人（第七十二

条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社又は更生会社の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者に対する権利を立てるべきことを命ずることができる。

更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を有する者は、更生計画の定め又はこの法律の規定による異議等のある更生債権等での確定手続が終了していないものを有する者

第二百十条 更生計画の遂行については、会社法その他の法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社又は第二百八十三条に規定する条項により設立される株式会社の株主総会の決議その他の機関の決定を要しない。

更生計画の遂行については、会社法その他の法令の規定にかかわらず、更生会社又は第二百八十三条に規定する条項により設立される株式会社に機関の決定を要しない。

更生計画の遂行については、会社法その他の法令の規定にかかわらず、更生会社又は同条に規定する条項により設立される株式会社に対する株主又は新株予約権者は、更生会社又は同条に規定する条項により設立される株式会社に對し、自己の有する株式又は新株予約権を買いたることを請求することができない。

更生計画の遂行については、会社法第八百二十二条の規定にかかわらず、更生会社又は第二百八十八条第一項第五号に規定する条項により設立される株式会社の株主等（同法第八百二十九条第一項第五号に規定する株主等をいう。）、新株予約権者、破産管財人は、債務者は、同法第八百二十九条各号に掲げる行為の無効の訴え、同法第八百二十九条各号に掲げる行為が存在しないことの確認の訴え又は同法第八百四十六条の二第二項に規定する売渡株式等の取得の無効の訴えを提起することができない。

（更生会社の取締役等に関する特例）

第二百十一条 第百七十三条の規定により更生計画において更生会社の資本金又は準備金の額の減少をすることを定めた場合には、会社法第四百四十九条及び第七百四十条の規定によつて適用する。

（資本金又は準備金の額の減少に関する特例）

第二百十二条 第百七十四条第三号の規定により更生計画において更生会社の資本金又は準備金の額の減少をすることを定めた場合には、会社法第四百四十九条及び第七百四十条の規定によつて適用しない。

（定款の変更に関する特例）

第二百十三条 第百七十四条第五号の規定により更生計画において更生会社の定款を変更することができる取締役又はそれ以外の取締役。以下この項及び次項において同じ。会計参与、監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員会設置会社の取締役等の取締役。以下この項及び次項において同じ。

裁判所は、更生計画の遂行を確実にするため必要があると認めるときは、管財人（第七十二

計画の定めが取り消された場合について準用する。

第九章 更生手続の終了

第一節 更生手続の終了

第二百三十四条 更生手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じた時に終了する。

一 更生手続開始の申立てを棄却する決定の確定

二 第四十四条第一項の規定による即時抗告があつた場合における更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

三 更生計画不認可の決定の確定

四 更生手続廃止の決定の確定

第二節 更生計画認可前の更生手続の終了

第一款 更生計画不認可の決定

(不認可の決定が確定した場合の電子更生債権者表等の記録の効力)

第二百三十五条 更生計画不認可の決定が確定したときは、確定した更生債権等については、電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録によつて、当該株式会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合においては、更生債権者等は、確定した更生債権等について、当該株式会社に対し、電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録により強制執行をすることができる。

2 前項の規定は、同項に規定する株式会社が百四十七条第二項、第一百四十八条第四項又は第一百四十九条第三項後段の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

3 前項の規定は、同項に規定する株式会社が百四十七条第二項、第一百四十八条第四項又は第一百四十九条第三項後段の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

4 第二款 更生計画認可前の更生手続の廃止

(更生が困難な場合の更生手続廃止)

5 第三百三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

6 第三百三十七条 次に掲げる場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をしなければならない。

7 第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定を付するに足りないものであるとき。

8 第三百三十九条 次に掲げる場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をしなければならない。

9 第三百四十条 次に掲げる場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をしなければならない。

10 第三百四十一条 次に掲げる場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をしなければならない。

二項及び第三項の規定に適合する期間内に更生計画案が可決されないと。

(更生手続開始原因が消滅した場合の更生手続廃止)

債権届出期間の経過後更生計画認可の決定前に、第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実のないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人、更生会社又は届出をした更生債権者等の申立てにより、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2 前項の申立てをするときは、同項に規定する更生手続開始の原因となる事実がないことを疎明しなければならない。

(更生手続廃止の公告等)

第二百三十八条 裁判所は、前二条の規定による更生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百三十九条 第二百二条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

4 前二条の規定による更生手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、更生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

5 第二項の決定は、確定しなければその効力を發揮することができる。

第二百四十条 第二百二条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十七条の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

4 前二条の規定による更生手続廃止の決定を取り消す決定が確定したときは、更生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

5 第二項の決定は、確定しなければその効力を發揮することができる。

第二百四十二条 第二百四十二条第一項に規定する場合には、更生計画が遂行される見込みがないことが明らかになつたときは、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2 前項の規定による更生手続の廃止の決定は、確定しなければその効力を生じない。

3 第二項の規定による更生手続の廃止は、更生手続の遂行及びこの法律の規定によって生じた効力に影響を及ぼさない。

4 第二百三十八条第一項から第三項までの規定は第一項の規定による更生手続の廃止は、更生手続の遂行及びこの法律の規定によって生じた効力に影響を及ぼさない。

5 第二項の規定は、前二条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

第二百四十三条 第二百三十五条の規定は、前二条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、同条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、前条の規定は第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。

6 第二項の規定は、前二条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。

第二百四十四条 外国管財人は、株式会社に第七条第一項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 第二百四十二条第一項に規定する場合には、同項の外国管財人は、更生会社の更生手続において、第一百八十四条第一項に規定する期間(同条第四項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間)内に、更生計画案を作成して関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

第二百四十五条 第二百四十二条第一項に規定する場合には、外國管財人は、更生会社についての外國倒産処理手続(外国で開始された手続であつて、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。)がある場合には、当該外國倒産処理手続において株式会社の財産の管理及び処分

画が遂行されないおそれがあると認めたときは、この限りでない。

三 更生計画が遂行されることが確実であると認められる場合(前号に該当する場合を除く。)

裁判所は、更生手続終結の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

(更生手続終結後の電子更生債権者表等の記録の効力)

更生手続終結の後においては、更生債権者等は、更生債権等に基づき更生計画の強制執行をすることができる。ただし、民法第四百五十二条及び第四百五十三条の規定の適用を妨げない。

第二款 更生計画認可後の更生手続の廃止

第二百四十六条 外国管財人は、株式会社に第七条第一項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

2 第二百四十二条第一項に規定する場合には、同項の外国管財人は、更生会社の更生手続において、関係人集会に出席し、意見を述べることができる。

第二百四十七条 第二百四十二条第一項に規定する場合には、外國管財人は、更生会社についての外國倒産処理手続(外国で開始された手続であつて、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。)がある場合には、当該外國倒産処理手続において株式会社の財産の管理及び処分に参

をする権利を有する者をいう。以下同じ。)に対し、更生会社の更生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

三 前項に規定する場合には、管財人は、同項の外国管財人に對し、更生会社の更生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

第二百四十八条 株式会社についての外國倒産処理手続がある場合には、当該株式会社に第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

(外國管財人の権限等)

第二百四十九条 第二百四十二条第一項に規定する場合には、外國管財人は、更生会社についての外國倒産処理手続(外国で開始された手続であつて、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。)がある場合には、当該外國倒産処理手続において株式会社の財産の管理及び処分に参

する権利を有する者を、それぞれ外國管財人に通知しなければならない。

(相互の手続参加)

第二百五十条 外国管財人は、届出をしていない更生債権者等であつて、更生会社についての外國倒産処理手続に参加しているものを代理して、更生会社の更生手続に参加することができると。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 管財人は、届出をした更生債権者等であつて、更生会社についての外國倒産処理手続に參

裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二条第一項の規定による公告に、破産債権であつて前項の更生手続において更生債権等としての届出があつたものを有する

更生債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知っている破産債権者に通知しなければならない。

第一項の規定による決定があつた場合には、同項の更生手続において更生債権等としての届出があつた債権については、当該更生債権等としての届出があつた者（当該更生手続において当該届出があつた債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第六項において同じ。）が、破産法第一百一一条第一項に規定する債権届出期間の初日に、破産債権の届出（同項第四号に掲げる事項の届出を含む。）をしたものとみなす。

前項の場合においては、当該更生債権等としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出に応じ、破産債権の届出としてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

第一百三十六条第一項第三号口から二までに掲げる債権についての第一百三十八条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の原因の届出、破産法第一百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

二、更生債権等としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての第一百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の原因の届出、破産法第一百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

三、第一百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イに掲げる債権についての第一百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等についての議決権の額の届出、届出があつた更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号に掲げる劣後の破産債権である旨の届出

四 第百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる債権についての第一百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容の届出

五 一般的優先権がある債権である旨の届出があつた債権についての第一百三十八条第一項第一号に掲げるその旨の届出

六 約定後更生債権である旨の届出があつた債権についての第一百三十八条第一項第二号に掲げるその旨の届出

七 更生手続開始時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。次項において同じ。）の被担保債権である旨の届出

八 第百三十六条第二項第二号に掲げる別除権の行使により弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

九 前二項の場合においては、更生手続開始當時更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であつて更生債権としての届出及び更生担保権としての届出の双方の届出があつたものについて届出をしたものとみなされる破産債権の額とは、前項の規定により当該更生債権及び当該更生担保権のそれぞれについて破産債権等としての届出をしたものとみなされる額を合算したものとする。

前二項の規定は、当該更生債権等としての届出をした者が破産法第一百十一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合は、前項の規定により当該更生債権及び同条第一項第一項第一号に掲げる更生債権等の原因の届出をしたものが生じた場合においては、前項の規定により当該更生債権等としての届出をした者が有する第三項の更生債権等としての届出があつた債権については、適用しない。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

第二百五十六条 第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、第二百五十六条第一項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額の届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額

訴えに係る訴訟手続は、破産管財人において一百五十六条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたとき、第五十二条第一項の規定により中断した第九十七条第一項の規定により更生手続開始されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。

れを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

第一項の場合においては、相手方の管財人に對する訴訟費用請求権は、財團債権とする。

第二項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第三項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第四項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第五項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第六項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第七項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第八項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第九項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十一項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十二項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十三項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十四項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十五項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十六項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十七項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十八項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

第十九項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行ふことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の登記所に嘱託しなければならない。

生手続開始の登記を更生会社の本店（外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財團債権とする。

第一項の場合において、第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の株式会社についての更生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二百五十四条第一項第二号に掲げる優先的破産債権である旨の届出）の期間

六 約定後更生債権である旨の届出があつた債権についての第一百三十八条第一項第二号に掲げるその旨の届出

七 更生手続開始時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。次項において同じ。）の被担保債権である旨の届出

八 第百三十六条第二項第二号に掲げる別除権の行使により弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

九 前二項の場合においては、更生手続開始當時更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であつて更生債権としての届出及び更生担保権の被担保債権であつて更生債権としての届出をしたものが生じた場合においては、前項の規定により当該更生債権及び当該更生担保権のそれぞれについて破産債権等としての届出をした者が有する第三項の更生債権等としての届出があつた債権については、適用しない。

前二項の規定は、当該更生債権等としての届出をした者が有する第三項の更生債権等としての届出があつた債権については、適用しない。

は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十二条の規定にかかるらず、不動産に関する権利に係る登記にあっては千分の一・六号（登録免許税法別表第一第一号（五）から五（登録免許税法別表第一第一号（五）から七）までに掲げる登記にあっては、千分の四）とし、船舶に関する権利に係る登記にあっては千分の四とする。ただし、これらの登記につきこれらの税率を適用して計算した登録免許税の額がこれらの規定を適用して計算した登録免許税の額を超えるときは、この限りでない。（準用）

第二百六十五条 第二百六十条、第二百六十二条、第二百六十三条及び前条第一項の規定は、登録のある権利について準用する。

第十三章 罰則

（詐欺更生罪）

第二百六十六条 更生手続開始の前後を問わず、債権者、担保権者（株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。）又は株主を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（管財人等の特別背任罪）

第二百六十八条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

第二百六十九条 第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者が第七十七条第一項（第三十四条第一項、第三十八条规定は第二百二十六条において準用する場合を含む。）又は第二百九一条第三項に規定する報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2

一 株式会社の財産を隠匿し、又は損壊する行為

（第二百九一条第二項）

二 株式会社の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

（第二百九一条第三項）

三 株式会社の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

（第二百九一条第四項）

四 株式会社の財産を債権者、担保権者若しくは株主の不利益に処分し、又は債権者、担保権者若しくは株主に不利益な債務を株式会社が負担する行為

（第二百九一条第五項）

5 前項に規定するもののほか、株式会社について更生手続開始の決定がされ、又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、管財人の承諾その他の正当な理由がなく、その株式会社の承諾

（第二百九一条第六項）

6 第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代表者等」という。）

が、第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者の業務に關し、第七十七条第一項六条において準用する場合を含む。）又は第二百九一条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

7 第七十七条第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であった者を除く。）又は第二百九一条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

8 第七十七条第一項に規定する者（同項に規定

財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）

第二百六十七条 株式会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、更生手続開始の前後を問わず、その株式会社の業務に關し、特定の債権者又は担保権者に対するその株式会社の義務に属する方法若しくは時期がその株式会社の義務に属しないものをし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）

用人その他の従業者が、更生手続開始の前後を問わず、その株式会社の業務に關し、特定の債権者又は担保権者に対するその株式会社の債務に属する方法若しくは時期がその株式会社の債務に属しないものをし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はその供与の要請若しくは約束をしたときも、第一項と同様とする。

（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）

第三十四条第二項に規定する更生会社の子会社の代表者等が、その更生会社の子会社の業務に關し、同項（第三十四条第一項、第三十九条において準用する場合を含む。）又は第二百九一条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）

第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社の代表者等が、その更生会社の子会社の業務に關し、同項（第三十四条第一項、第三十九条において準用する場合を含む。）又は第二百九一条第三項の規定による検査を拒み、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

百九条第三項に規定する者（同項に規定するこれらの人であった者を除く。）が、その更生会社の業務に關し、第七十七条第一項（第三十四条第一項、第三十九条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。）又は第二百九一条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

百九条第三項に規定する者（同項に規定するこれらの人であった者を除く。）が、その更生会社の業務に關し、第七十七条第一項（第三十四条第一項、第三十九条又は第二百二十六条において準用する場合を含む。）又は第二百九一条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

（業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪）

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。この場合においては、旧民事再生法第二百四十六条及び第二百四十七条の規定の適用については第一号に掲げる再生手続開始の決定は同号に定める再生手続開始の決定と、旧会社更生法第二百五十五条及び第二百五十六条の規定の適用については第二号に掲げる再生手續開始の決定は同号に定める再生手續開始の決定と、旧更生特例法第五百三十九条及び第五百四十条の規定の適用については第三号に掲げる再生手續開始の決定は同号に定める再生手續開始の決定と、それぞれみなす。

一 略

二 新会社更生法の規定によりされた更生手續開始の決定 旧会社更生法の規定によりされた更生手續開始の決定

三 次の各号に掲げる場合における施行日前にした行為に対する旧破産法第三百七十四条から第三百七十六条まで及び第三百七十八条の規定の適用については、当該各号に定める破産手續開始の決定は、旧破産法の規定によりされた破産手續開始の決定と、それぞれみなす。

一 略

二 附則第三条第三項の規定により新会社更生法第二百五十二条の規定が適用される場合 新会社更生法第二百五十一条の規定によりされた破産手續開始の決定

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八八号）抄
（施行期日）

される場合におけるこの法律の施行後にしたた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一）
二四号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一）
四七号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一〇日法律第一）
一六五号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日法律第二）
一号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)
第八十四条 施行日前に会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた場合は、政令でなお前述の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八）
七号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三百四十二条の規定 この法律の公布の日
二 ○号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第一）
三号抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。
(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)
第九十八条 前条の規定の施行の際に納期限の到来していらない地方道路税は、納期限の到来していらない地方揮発油税とみなして、同条の規定による改正後の会社更生法第百二十九条の規定を適用する。
(罰則に関する経過措置)
第一百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定による改正後のお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
第三百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定による改正後のお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)
第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略 六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日</p> <p>ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)</p> <p>第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--

<p>附 則 (平成二十六年三月三一日法律第一〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>第二条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略 六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 第三条の規定(同条中法人税法第二条の改正規定(同条第三項に係る部分を除く。)、正規規定(同法第六十九条第二項の改正規定、同法第三十四条の改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第六十二条の七第七項の改正規定、同法第六十七条规定の改正規定、同法第八十一条の十三第二項の改正規定、同法第八十一条の十五第一項の改正規定、同法第八十二条の二十五第一項の改正規定を除く。)、同法第八十条の二の改正規定の規定) 平成二十八年四月一日</p>
--

<p>附 則 (平成二九年三月三一日法律第二一号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から三まで 略 四 第二条(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第十一条、第十二条、第二十条、第二十四条から第三十条まで、第三十二条(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税率に関する法律第八条第一項、第十二条第四項及び第十六条第一項の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十六条、第三十八条(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の第二第三項の改正規定に限る。)、第四十一条から第四十五条まで及び第四十六条(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十九条の改正規定に限る。)の規定 平成三十年四月一日</p> <p>(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二百三十六条 前条の規定による改正後の会社更生法第二百四条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、新国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告とみなす。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。(政令への委任)</p> <p>第二百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第二十条の規定 公布の日</p>

<p>附 則 (平成三〇年四月一八日法律第一六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三十三条の二、第三百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>二 第二十二条の規定による通告は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告とみなす。</p> <p>(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第四十五条 前条の規定による改正後の会社更生法第二百四条第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告とみなす。</p> <p>三 (租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第</p>
--

七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定 公布の日

登記に関する法律第四条の改正規定（並びに
第一百三十二条を「、第三百三十二条から第百三
十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分
に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六
条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第
十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同
法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同
条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条
第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改
正規定（「本店の所在地における」を削る部分
に限る。）同法第八十七条第一項及び第二項並
びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項
の改正規定（「本店の所在地における」を削る
部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百十
一条、第一百八十八条及び第一百三十八条の改正規
定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律
第一百五十二条第二項第一号の改正規定、同法第
一百五十五条第一項の改正規定（「（以下この条）
の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」
を加える部分に限る。）同法第一百五十九条の次
に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条
第二項の表第一百五十九条第三項第一号の項の次
に次のように加える改正規定、同法第二百三十三
五条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第
五百九十九条の二第二項第四号」を加える部分に
限る。）同条第二項の表第一百五十九条第一項の規
定の次に次のように加える改正規定及び同法第
二百三十九条第二項の表に次のように加える改
正規定、第十条第二項から第二十三項までの規
定、第十一條中会社更生法第二百六十一条第一
項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十
六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び
一般財團法人に関する法律の目次の改正規定
(「従たる事務所の所在地における登記（第三百
十二条第一項第三百四十四条）を「削除」に改める
部分に限る。)、同法第四十七条の次に五条を加
える改正規定、同法第二百一条第二項第四号の規
定の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節
第三款、第三百十五条规定の第三百二十九条の改

正規定、同法第三百三十条の改正規定（第四十九条から第五十二条まで）を「第五十二条、第五十三条」に、「及び第百三十二条」を「第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の規定、第二十五条中信託法第二百四十七条の改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（「第三項を除く。」）、第十八条を削る部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」）の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第一百四十五条」と「読み替える」に改める部分を除く。）、同法第一百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百二条第一項及び第一百二条の十の改正規定、同法第一百二条の十一の改正規定（「第十七条から」）の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十二条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五条）」第百二条の十一において準用する商業登記法（「と、同法第一百四十五条」と「読み替える」に改める部分を除く。）並びに同法第百四十五条第一項及び第一百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改み替える」に改める部分を除く。）並びに同法第百四十五条第一項及び第一百四十六条の改正規定（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十二条第一項及び同法第二十五条の改正規定（第二十二条第一項から）に、「第十五号及び第十六号」を

「第十四号」に改める部分を除く)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(「第三百五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く)、同法第六百六十四条第四項の改正規定、同法第六百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第六百七十七条の下に「、同法第六百四十六条の二中「商業登記削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」と二法(一)とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第七十七条において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第六百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十九号)第七条において準用する商業登記法第六百四十五条」とを加える部分を除く)及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める部分を除く)を加える部分を除く)及び同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第三十八条中金融機関の合併規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く)、第四十一条中保険業法第六十四条第一項の改正規定及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定(規定中)を「規定(同法第二百九十八条(第一項第三号及び第四号を除く)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四条、第三百八十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く)」中「株主」とあるのは「総代」と、これ

らの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十一条の三第一項第五号を除く。）中に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と「」を削り、「各号を除く。」及び第四項中「（各号を除く。）」を第三号及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百十条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」と、同条第四項及び第五項第一号及び第二号並びに第五項第一号及び第三項第一項中「議決権行使書面」とあるのは「第三百二十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」と並びに「登記」、「」に、「第三百三十七条」に、「職權抹消」を「職權抹消」並びに第三百三十九条から第四十八条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法（とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法（とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条において準用する商業登記法（と、この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）」と、同法第一百四十五条」と、同法第一百四十八条第一項並びに第九十六条の十四第一項

る。」同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十二条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、同法第一百九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一号を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同法第一百九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（、第四十八

二条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十九条」を「、第三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中〔会社法第九百三十九条第二項各号〕とあるのは〔中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号〕と」を削る部分に限り、「、同法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第一項の改正規定を除く。）、第百九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（第八項）の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第百六十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第百二条中の技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（、「第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中〔会社法第九百三十九条第二項各号〕とあるのは〔技術研究組合法第一百五十六条第二項各号〕と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百三十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る規定は、当該各号に定める日から施行する。

会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則（令和二年三月三一日法律第五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

口 第三条の規定（同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定（同項第一号に係る部

分を除く。) 及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。) 並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第一百三十九条(地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条第五項の改正規定に限る。)、第一百四十三条、第一百五十条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。)、第一百五十二条から第一百五十六条まで、第一百五十九条から第一百六十二条まで、第一百六十三条(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第二百三十一号)第五十八条第一項の改正規定に限る。)、第一百六十四条、第一百六十五条及び第一百六十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五

十二条第二項の改正規定及び附則第一百一十五条の規定 公布の日

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条
二 及び二 略

を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則

第八十七条中民事で罰金等の刑罰の利益を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第四十四条の改正規定（「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る。）、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三十三条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第五十三条の改正規定（「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る。）の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前との例による。

（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八二号）

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三二号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十二

(二)の「賛本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定(同法第一百四十二条第一項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第二百九十三条第一項の改正規定、第十二、三条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百五十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に「一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、「第一百六十二条第一項の規定、第二百五十三条の次に「一条を加える改正規定、第二百五十四条第一項の規定、第二百五十五条から第二百五十九条中人事訴訟法第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める改正規定及び同法第三百四十五条に二項を加える改正規定及び同法第三百四十六条まで」に改める部分に限る。）、「第二百四十九条中二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十一條の次に「一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百三十六条の次に「一条を加える改正規定及び同法第二百九十二条第三項の改正規定（「第二百四十九条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定（「第三百二十六条中家庭事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定及び同法第六十条第二項の改正規定（「第三百二十六条中家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所に」と）の下に「、第五十九条第三項まで」に改める部分に限る。）」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、「第二百六十五条第一項の規定、第三百四十二条第三項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」と）の下に「、第五十九条第三項まで」に改める部分に限る。）」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第二百

六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十二条第五項の改正規定、三百四十四条の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三百三十三条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日